

本庄市個人情報保護条例の逐条解説

本 庄 市

目 次

I 本庄市個人情報保護制度の概要

1	制度の目的	1
2	制度の基本原則	1
3	制度の主な内容	1
4	開示の手続	2
5	訂正の手続	4
6	利用停止の手続	4
7	その他	5

II 本庄市個人情報保護条例の逐条解説

第 1 条	(目的)	6
第 2 条	(定義)	8
第 3 条	(個人情報の保有の制限等)	1 7
第 4 条	(利用目的の明示)	1 9
第 5 条	(思想等に関する個人情報等の収集制限)	2 1
第 6 条	(正確性の確保)	2 3
第 7 条	(安全確保の措置)	2 4
第 8 条	(実施機関の職員等の義務)	2 5
第 9 条	(市民の責務)	2 7
第 1 0 条	(利用及び提供の制限)	2 8
第 1 0 条の 2	(保有特定個人情報の利用の制限)	3 2
第 1 0 条の 3	(特定個人情報の提供の制限)	3 3
第 1 1 条	(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)	3 4
第 1 2 条	(個人情報ファイル簿の作成等)	3 5
第 1 3 条	(電子計算機の接続の制限)	3 8
第 1 4 条	(開示請求権)	4 0
第 1 5 条	(開示請求の手続)	4 2
第 1 6 条	(保有個人情報の開示義務)	4 4
第 1 7 条	(部分開示)	5 3
第 1 8 条	(裁量的開示)	5 4
第 1 9 条	(保有個人情報の存否に関する情報)	5 5
第 2 0 条	(開示請求に対する決定等)	5 6
第 2 1 条	(開示決定等の期限)	5 7
第 2 2 条	(開示決定等の期限の特例)	5 9
第 2 3 条	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	6 0
第 2 4 条	(開示の実施方法)	6 2
第 2 5 条	(訂正請求権)	6 4

第 2 6 条	(訂正請求の手続)	6 6
第 2 7 条	(保有個人情報の訂正義務)	6 8
第 2 8 条	(訂正請求に対する決定等)	6 9
第 2 9 条	(訂正決定等の期限)	7 0
第 3 0 条	(訂正決定等の期限の特例)	7 1
第 3 1 条	(保有個人情報の提出先への通知)	7 2
第 3 2 条	(利用停止請求権)	7 3
第 3 3 条	(利用停止請求の手続)	7 5
第 3 4 条	(保有個人情報の利用停止義務)	7 7
第 3 5 条	(利用停止請求に対する決定等)	7 8
第 3 6 条	(利用停止決定等の期限)	7 9
第 3 7 条	(利用停止決定等の期限の特例)	8 0
第 3 8 条	(手数料等)	8 1
第 3 9 条	(審査会への諮問)	8 2
第 4 0 条	(諮問をした旨の通知)	8 4
第 4 1 条	(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)	
		8 5
第 4 2 条	(苦情相談の処理)	8 6
第 4 3 条	(実施状況の公表)	8 6
第 4 4 条	(出資法人等への要請)	8 7
第 4 5 条	(委任)	8 7
第 4 6 条	(個人情報ファイルの提供に対する罰則)	8 8
第 4 7 条	(保有個人情報の提供等に対する罰則)	8 8
第 4 8 条	(職務外収集に対する罰則)	8 9
第 4 9 条	(市外犯)	8 9
第 5 0 条	(不正な開示)	8 9
附 則		9 0

本 庄 市 個 人 情 報 保 護 制 度 の 概 要

1 制度の目的

本庄市の個人情報保護条例は、実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示や訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに関する手続を定めて、個人情報の保護に努め、自分の情報をコントロールする権利を保護することで、個人の権利利益の保護を図り、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

2 制度の基本原則

次の事項を制度の基本原則とする。

① 利用目的による制限（第3条関係）

保有個人情報は、その利用の目的を明確にするとともに、その目的の達成に必要な範囲内で取り扱う。

② 内容の正確性の確保（第6条関係）

保有個人情報は、その利用の目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容に保つ。

③ 安全確保の措置の実施（第7条関係）

保有個人情報は、適切な管理のための必要な措置を講じなければならない。

④ 透明性の確保（第14条、第25条及び第32条関係）

保有個人情報の取扱いに関しては、本人が適切に自己の個人情報に関与し得るなど必要な透明性を確保する（開示、訂正及び利用停止）

⑤ 公正で迅速な救済制度の確立（第39条関係）

個人情報保護制度は、自己情報コントロール権を住民に保障するもので、請求に対する決定は、行政処分であることから、住民の開示請求権等の行使が不当に侵害された場合の措置として、①行政不服審査法による審査請求②行政事件訴訟法による行政事件訴訟の救済措置がある。

3 制度の主な内容

（1）実施機関

本制度を実施する市の機関（実施機関）は、次のとおりである。

- ① 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- ② 議会

（2）対象となる個人情報

- ① 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録に記録されているものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している個人情報
- ② 実施機関の施設において、個人情報取扱事務受託者の役員又は職員が当該受託事務の処理上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電

磁的記録に記録されているものであって、当該個人情報取扱事務受託者の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該個人情報取扱事務受託者が保有している個人情報

(3) 他の法令等による閲覧等の取扱い

この条例の規定は、他の法令等の規定により、閲覧又は写しの交付を求められる情報には適用しない。また、市立図書館等において市民の利用に供している情報には適用しない。

(4) 請求権者

「何人」も自己の個人情報を開示請求することができる。「何人」とは、市民であるかないかに関わらず、実施機関において自己を本人とする個人情報が保有されている全ての自然人をいう。

(5) 部分開示

情報の一部に不開示情報を含む場合であっても、不開示部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できる場合には、その部分を除いて開示しなければならない。

(6) 裁量的開示

情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護する必要があると認めるときは、開示をするものとする。

(7) 審査会の設置

開示等の決定に対する審査請求に関する救済機関として、実施機関の諮問に応じ調査審議し答申する「本庄市行政不服審査会」を設置する。審査会は、第三者的立場の委員からなる合議制機関とし、簡易な手続による審査請求人の救済を行うことにより、制度の公正な運用を図る。

(8) 審議会の設置

社会情勢の変化及び市民の要望等に対応し、制度の適正かつ円滑な運用の推進と改善に資するため、実施機関の諮問に応じ答申する「本庄市情報公開・個人情報保護審議会」を設置し、常に制度が社会の要請に応えたものとなることを目指す。

4 開示の手続

(1) 開示請求

個人情報の開示を請求しようとする者は、実施機関に対して、個人情報開示請求書を提出する。請求に当たっては、実施機関は、請求者が求める保有個人情報の特定に必要な相談・助言を行う。

(2) 開示等の決定

実施機関は、請求があったときは、その翌日から起算して15日以内に、不開示情報が記録されているかどうか判断し、決定通知書等により通知をする。

開示決定等の通知は「個人情報開示決定通知書」、「個人情報部分開示決定通知書」、「個人情報不開示決定通知書」、「個人情報存否応答拒否決定通知書」、「個人情報不存在決定通知書」のいずれかである。

開示決定、部分開示決定の通知では開示の日時を記入する。個人情報不開示決定通知書、個人情報存否応答拒否決定通知書、個人情報不存在決定通知書では、それぞれの理由に併せて通知しなくてはならない。

(3) 不開示の旨の決定

次の情報のうち、開示することが権利利益を侵害することになる等の合理的理由のあるものは、不開示の決定（部分開示の不開示部分を含む。）をする。

- ① 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報
- ③ 法人等に関する情報
- ④ 犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼす情報
- ⑤ 国等協力関係に関する情報
- ⑥ 審議、検討又は協議に関する情報
- ⑦ 法令の規定により開示することができない情報
- ⑧ 代理人請求により請求者本人の利益に反する情報
- ⑨ 公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- ⑩ 審議会の意見により開示しないことが適当とされた情報

(4) 存否応答拒否

保有個人情報が存在しているかどうかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしない決定をする。

(5) 請求者以外の者への意見聴取

開示請求に係る個人情報に請求者以外の者に関する情報が記録されている場合において開示等の決定をするに際し必要があると認めるときは、当該請求者以外の者の意見を聴取する。

意見聴取により、請求者以外の者が当該保有個人情報の開示に反対の意見書を提出したにもかかわらず、実施機関が開示の決定をしたときは、請求者以外の者の権利保護を目的としてその旨、その理由、開示を実施する日を通知する。

(6) 決定等の延長

事務処理上の困難その他正当な理由により、15日以内に開示等の決定をできないときは、その期間を45日以内に限り延長することができる。さらに、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であって、当該延長期間内にその全てについて開示等の決定ができないときは、そのうちの相当の部分について当該延長期間内に開示等の決定をし、残りの部分については相当の期間内に開示等の決定をすれば足りる。

(7) 開示の実施

開示の実施は、決定通知書に記載された日時、場所において閲覧・視聴又は写しを交付することにより行う。

開示の方法は、文書、図画、写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については印刷物として出力したものの閲覧又は交付により、録音テープ・ビデオテープ等音声動画記録媒体については、視聴又は写しの交付が容易であるときは、写しの交付により行う。

ただし、電磁的記録は、ディスプレイ等専用機器で出力したものの閲覧やフロッピーディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、視聴又は複写した

ものの交付により開示を行うこともできる。

(8) 費用負担

開示に係る手数料は、無料とする。ただし、写しの交付や郵送で開示を受ける場合における写しの作成及び送付に要する実費は、開示請求者の負担とする。

(9) 審査請求に対する手続

開示等の決定に対する審査請求があった場合には、実施機関は不適法なものを除き、遅滞なく本庄市行政不服審査会に調査審議を諮問して、その答申を尊重し審査請求に対する裁決を行う。

5 訂正の手続

(1) 訂正の請求

個人情報の訂正を請求しようとする者は、実施機関に対して、個人情報訂正請求書を提出する。請求に当たっては、実施機関は、請求者が求める保有個人情報の特定に必要な相談・助言を行う。

(訂正の請求は、個人情報の開示の日から90日以内にしなければならない。)

(2) 訂正等の決定

実施機関は、請求があったときは、その翌日から起算して15日以内に、訂正等をするかどうかの決定をし、決定通知書等により通知をする。

訂正等決定等の通知は「個人情報訂正決定通知書」「個人情報不訂正決定通知書」のいずれかである。

訂正決定の通知では訂正を実施した期日を記入する。訂正決定以外の通知では、それぞれの理由に併せて通知しなくてはならない。

(3) 決定等の延長

事務処理上の困難その他正当な理由により、15日以内に訂正等の決定をできないときは、その期間を45日以内に限り延長することができる。

(4) 費用負担

訂正等に係る手数料は、無料とする。

(5) 審査請求に対する手続

訂正等の決定に対する審査請求があった場合には、実施機関は不適法なものを除き、本庄市行政不服審査会に調査審議を諮問して、その答申を尊重し審査請求に対する裁決を行う。

6 利用停止の手続

(1) 利用停止の請求

個人情報の利用停止の請求をしようとする者は、実施機関に対して、個人情報利用停止請求書を提出する。請求に当たっては、実施機関は、請求者が求める保有個人情報の特定に必要な相談・助言を行う。(利用停止の請求は、個人情報の開示の日から90日以内にしなければならない。)

(2) 利用停止の決定

実施機関は、請求があったときは、その翌日から起算して15日以内に、利用停止等をするかどうかの決定をし、決定通知書等により通知をする。

利用停止決定等の通知は「個人情報利用停止決定通知書」「個人情報利用不停止決定通知書」のいずれかである。

利用停止決定の通知では利用を停止した期日を記入する。利用停止決定以外の通知では、それぞれの理由に併せて通知しなくてはならない。

(3) 決定等の延長

事務処理上の困難その他正当な理由により、15日以内に訂正等の決定をできないときは、その期間を45日以内に限り延長することができる。

(4) 費用負担

訂正等に係る手数料は、無料とする。

(5) 審査請求に対する手続

利用停止等の決定に対する審査請求があった場合には、実施機関は不適法なものを除き、本庄市行政不服審査会に調査審議を諮問して、その答申を尊重し審査請求に対する裁決を行う。

7 その他

(1) 出資法人等への個人情報の保護等の要請

市が出資その他の財政上の援助を行う法人に対し、その管理する個人情報の適正な取扱いと、個人の権利利益の保護に努めるよう要請するものとしている。

該当法人は、施行規則で次のとおり定められている。

- (1) 社会福祉法人本庄市社会福祉協議会
- (2) 公益社団法人本庄市シルバー人材センター

(2) 運用状況の公表

市長は、毎年度1回、この条例の規定による個人情報の開示の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(目的)

第1条 この条例は、実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについての必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであって、本市における個人情報保護制度の基本的な考え方を示したものである。

【解釈】

- 1 本条は、この条例全体を通じての解釈運用の指針となるものであり、各条文の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならない。
- 2 この条例は、「一人にしておいてもらう権利」又は「私生活をみだりに公開されない権利」という旧来の学說的プライバシーの概念に加えて、「自分の情報の流れ及び利用を自ら把握し、管理する権利（自己情報コントロール権）」という現代のプライバシーの概念をも踏まえて、個人情報の取扱いについて定めようとするものである。
- 3 この条例で明確にする基本的事項は、次のとおりである。
 - (1) 実施機関、市民及び事業者の責務、収集・管理を明らかにする。
 - (2) 実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いと手続を義務付け、個人情報の不当な利用等を防止する。

さらに、この条例は、「自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を明らかにする」としており、「自己情報コントロール権」と言われ、個人情報の取扱いの全プロセスにわたって本人が積極的かつ能動的に関わることを権利として保障するものである。これは、実施機関による個人情報の取扱いを当該個人のコントロール下に置くことによって始めて「個人情報の保護」が達成できるという考えによる。

- 4 「個人情報の適正な取扱いについての必要な事項を定める」とは、主に第3条から第13条までの規定を指す。
- 5 この制度は、個人の権利利益の保護を目的としているため、法人等に関する情報は対象としない。
- 6 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある個人の権利利益全般を指す。個人情報の取扱いに伴うものであれば、経済的なあるいは社会生活上の利益を含むほか、一般にプライバシーとして議論される人格的な利益も含まれるものである。
- 7 「公正で信頼される市政の推進」について

正しく取り扱われた正確な情報に基づき公正な行政を行うことは、市政の基本である。この条例は、市が保有する個人情報について本人に開示するだけでなく、誤りがあったり、その収集、保管、利用又は提供が違法、不当である場合に、これを正す方法を市民に保障している。これは、個人が自己の個人情報について本来有する権利を保障しようとするものだが、同時に市の行う様々な行政について一層の公正さを保つ上でも大変意義のある保障手段であると考えられる。

また、行政機関に対し、個人情報の取扱いに関し、訂正その他是正を行わせる一般的な手続を条例で規定するということは、優れた民主的な仕組みといえ

る。

そういう意味で、「公正で信頼される市政の推進」に資することを目的として掲げたものである。

【運用】

この条例は、「個人情報の宝庫」といわれる公文書について、プライバシー保護の観点からその取扱いに一定の規制を設けて必要最小限の範囲にとどめ、その運用に当たっては常に当該個人の目が届くようにしておくことを目指しているので、「個人情報の取扱いには慎重を期する」という意識を持つことが重要である。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げるものをいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(3) 法人等 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人等（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

(4) 個人情報取扱事務 個人情報を取り扱う事務をいう。

(5) 電磁的記録媒体 磁気テープ、磁気ディスクその他電磁的記録を記録しておくことができる物をいう。

(6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 法令の規定により、情報の閲覧若しくは縦覧又は謄抄本その他の写しの交付手続が定められているもの

ウ 市立図書館その他の施設において、市民が閲覧できるようにすることを目的として管理されているもの

(7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(8) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(9) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(10) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、

蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。

ア 専ら文章を作成するための処理

イ 専ら文書図画の内容を記録するための処理

ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理

エ 専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(1 1) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(1 2) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

<第1号>

【趣旨】

本号は、この条例により個人情報保護制度を実施する機関を定めたものである。

【解釈】

- 1 「実施機関」とは、この制度による個人情報の保護を実施する市の機関であり、原則として、地方自治法で定める市の執行機関とする。ただし、水道事業に関しては水道事業管理者を置かず、市長が管理していることから、市長としての実施機関に含むものである。
- 2 実施機関の附属機関や補助機関は、当然実施機関に含まれるが、法人格が異なる本庄市社会福祉協議会等は含まれない。ただし、これらの法人も第44条の規定により、この条例による市の施策に準じた措置を講ずる必要がある。

<第2号>

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「個人情報」を定義し、この条例の対象となる個人情報の範囲を定めたものである。

【解釈】

- 1 「個人」とは、法人を含まない自然人としての人であり、個人情報の保護には国籍を問う必要がないことから、外国人も含むものである。
- 2 個人情報は、住所、氏名その他の記述、記号、音声、映像等により個人を検索し得るものを指す。
- 3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、事業を営む個人の当該事業に専従する情報であって、事業種目、経営状況、工場・店舗の所在地などをいう。例えば「本庄市小規模修繕契約者登録」をした者の登録時の情報のうち、前述したものである。これは、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、性質上法人等の情報として取り扱う

ことが適当であるため個人情報から除外するものである。しかし、事業主の家族の状況、所得等は個人情報であることはいうまでもない。ただし、この区分が困難な場合は、基本的人権の擁護を基本とする観点から慎重に取り扱うべきものである。

- 4 「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、当該情報から特定の個人が判別できる可能性があるもので、通常、住所と氏名が記録されていれば「特定の個人が識別される情報」となる。また、住所と氏名が記録されていなくとも、情報の内容から特定の個人が推測できるものや、他の情報と結び付けることによって間接的に特定の個人が推測できるものは、「特定の個人が識別され得る情報」となる。例えば、電話番号のように当該情報のみでは本人を識別できないが、電話帳での検索などにより本人を識別できる場合がこれに当たる。
- 5 「個人情報」には、次のものがある。

〔個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるもの〕

（１．個人に関する情報の例示）

類 型 区 分	内 容 の 例 示	具 体 例
１．思想、信条、信仰等 個人の内心に関する情報	思想、信条、信仰、宗教、主義、主張、支持政党など	・各種意識調査の調査個票 ・個人相談カード ・図書等閲覧、貸出申込カード ・公文書公開請求書 ・投書、手紙
２．健康状態、病歴等個人 の心身の状況に関する 情報	精神障害・身体障害の有無 や程度、傷病名、傷病歴、 傷病の原因、検査結果、傷 病の所見、治療の内容・方 法、看護・訓練記録、健康 状態、血液型、性格、性質 など	・健康診断書 ・診療報酬請求書 ・病気休職関係文書 ・身体障害者手帳交付関係 文書
３．家族関係、生活記録 等個人の家庭の状況に関 する情報	氏名、性別、生年月日、出 生地、国籍、本籍、住所、 続柄、親族関係、結婚、離 婚、死亡、成年被後見人、 被保佐人、家族構成、扶養 関係など	・生活保護台帳 ・生活相談記録 ・戸籍抄本謄本 ・住民票の写し ・外国人登録原票の写し ・扶養手当関係文書
４．職業、資格、犯罪 歴、学歴、所属団体等個人 の経歴又は社会的活動 に関する情報	学校名、入学・卒業年度在 学期間、休学・停学等クラ ブ活動等の課外活動会社 名、職種、地位、就職年 度、昇格・降格・配置転換 等、職務の実績・評価、解 雇・停職等の処分、賞罰の 経歴、犯罪歴補導歴、更生 施設入所歴など	・履歴書 ・各種試験受験願書 ・分限・懲戒処分関係文書 ・学習指導要録（学業成績 表他） ・表彰、叙勲等の推薦書
５．収入、資産等個人の 財産の状況に関する情報	収入の状況（給与所得、譲 渡所得等の金額、収入金 等）資産の状況（不動産・ 動産の種類、価格等債務の 内容等）納税額など	・所得証明書 ・個人別給与支払明細書 ・市税未納者一覧表 ・納税証明書 ・年金受給者一覧表 ・固定資産評価調書 ・各種資金貸付台帳
６．その他個人に関する 情報	公的扶助の受給の有無、各 種相談の内容、苦情・要望 の内容など	

(個人情報分類・例示)

大 分 類	小 分 類	情 報 内 容 の 例 示
1. 戸籍・身分に関する情報		氏名、性別、生年月日、出生地、国籍、本籍、住所、続柄、親族関係、結婚、離婚、死亡、成年被後見人、被保佐人など
2. 経歴に関する情報	(1) 学歴等に関する情報	学校名、入学・卒業年度、在学期間、退学・休学・停学等、クラブ活動等の課外活動など
	(2) 職業、職歴等に関する情報	会社名、職種、地位、就職年度、昇格・降格・配置転換等、職務の実績・評価、職務上の資格、解雇・停職等の処分など
	(3) その他の経歴に関する情報	賞罰の経歴、補導歴、更生施設への入所歴、団体加入歴など
3. 心身に関する情報	(1) 心身障害等に関する情報	精神障害や身体障害の有無及び程度など
	(2) 疾病、負傷等に関する情報	傷病名、傷病歴、傷病の原因、検査結果、傷病の所見、治療の内容・方法、看護・訓練記録など
	(3) その他の心身に関する情報	健康状態、容姿、体格、体力、運動能力、血液型、性格、性質など
4. 能力・成績に関する情報		学業成績、勤務成績、試験成績、個人の知識・技術・能力に関する記録など
5. 思想、信条等に関する情報		思想、信条、信仰、宗教、主義、主張、支持政党など
6. 財産・収入状況に関する情報		収入の状況（給与所得、譲渡所得等の金額、補償金等の収入金額等）、資産の状況（不動産・動産の種類、価格等、債務の内容等）、納税額など
7. 個人生活に関する情報	(1) 家庭状況に関する情報	家族構成、扶養関係、同居・別居の別など
	(2) 居住状況に関する情報	持家・借家の別、居住期間、住居の間取り、同居人数など
	(3) 社会活動に関する情報	団体加入状況、行事・運動等への参加状況など
	(4) その他の個人生活に関する情報	公的扶助の受給の有無、個人の暮らし向き状況、各種相談の内容、苦情・要望の内容、趣味・嗜好、交遊関係など

【運用】

- 1 法人等に関する情報の中に、役員の氏名、住所等の個人情報が含まれていても、それらは法人等についての情報の一部と考えるべきであり、この条例にいう個人情報には当たらない。なお、従業員・出資者の氏名一覧や、各企業を横断的に整理した企業役員一覧等は、個人情報に含めるものとする。また、「役員」とは、法人等において、その業務の執行、業務の監査等の職権を有するものをいう。民法第34条の法人における理事及び監事、株式会社における取締役及び監査役等をいう。
- 2 個人情報の中には、死者の情報を含める。ただし、本人収集の原則や、自己情報開示請求権などのように死者を対象とすることができないものもある。しかし、死後も死者の個人情報を市が保有する場合が多いので、管理、利用等はこの条例の趣旨に照らして適正に行わなければならない。

＜第3号＞

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「法人等」の範囲を定めたものである。

【解釈】

「法人」とは、会社法上の会社の他、民法上の公益法人その他の法人格を有するものをいう。「その他の団体」とは、自治会で法人格を有しないもの、婦人会、PTAなど法人ではないが特定の目的のための多数の人の集合体をいう。

＜第4号＞

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「個人情報取扱事務」を定めたものである。

【解釈】

「個人情報取扱事務」とは、実施機関の所掌する事務で、個人情報を収集し、管理し、利用し、又は提供する事務をいう。

＜第5号＞

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「電磁的記録媒体」を定めたものである。

【解釈】

「電磁的記録媒体」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により情報を記録したものであって、一定の事項を確実に記録しておくことができる物であり、情報処理機器を利用して、文字等が示す内容を何らかの物理的・化学的変化（物質の磁気化、光線の透過率の変化等）により正確に記録し、長時間にわたって保持し、かつ、必要に応じて取り出すことができる全ての媒体をいう。録音テープ、録画テープ、電子計算機用磁気テープ、フロッピーディスク、ハードディスク、光ディスク等がこれに当たる。

＜第6号＞

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「公文書」の範囲を定めたものである。

【解釈】

1 「実施機関の職員」とは、それぞれの実施機関が指揮監督権を有する全ての職員（附属機関である審議会委員その他の非常勤特別職、臨時職員を含む。）をいう。「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により、他の機関から委任を受け、又は他の機関の補助執行として処理している事務を含む。ただし、職員が出資法人等の事務に従事している場合の当該事務は含まれない。

2 「公文書」とは、起案文書、供覧文書、台帳、帳票その他全ての書類をいう。「フィルム」とは、カメラによって写し撮ったフィルム（マイクロフィルム、ネガフィルム、スライドフィルム、映写フィルム等）をいう。「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により情報を記録したものであって、再生装置がなければ可視聴状態にならないもの（録音テープ、録画テープ、電子計算機用磁気テープ、フロッピーディスク、ハードディスク等）をいう。

3 ただし書ア、イ、ウは、開示請求の対象とする必要がないものや、性質上対象とすることが適当でないものを本条例の対象から除外する規定である。

同ただし書アに関しては、市販されている書籍等は、書店で購入し又は公共図書館等の施設を利用することなどにより、一般にその内容を容易に知り得るものであり、本条例の対象とする必要はない。

同ただし書イに関しては、他の法令等においてその閲覧、縦覧、写しの交付等の手続が定められている場合は、それらの制度との調整を図る必要から、当該手続が定められている限度において、この条例は適用しないことを定めたものである。

同ただし書ウに関しては、広報用資料などが市立図書館その他の施設において据え置かれているなど、一般にその内容を容易に知り得る状態になっているものについても、本条例の対象とする必要はないとするものである。

<第7号>

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「保有個人情報」を定めたものである。

【解釈】

「組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、本庄市文書取扱規則の定めるところにより公的に支配されている状態にあるものをいい、具体的には保有個人情報の存在をその保有個人情報を所管している所属の長が確認等組織的に認められた時点を指す。

<第8号>

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「特定個人情報」を定義し、この条例の対象となる特定個人情報の範囲を定めたものである。

【解釈】

「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。（以下「番号法」という。）第２条第８項の規定により、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。ただし、番号法の「特定個人情報」に死者の情報は含まない。

<第９号>

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「保有特定個人情報」を定めたものである。

【解釈】

「組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、本庄市文書取扱規則の定めるところにより公的に支配されている状態にあるものをいい、具体的には特定保有個人情報の存在をその特定保有個人情報を所管している所属の長が確認等組織的に認められた時点を指す。

<第１０号>

【趣旨】

本号は、電子計算機を使用しての「処理」の範囲を定めたものである。

【解釈】

- １ 「電子計算機」とは、汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ等をいう。
- ２ 「入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理」とは、電子計算機による情報処理の具体的な類型を列挙したものである。
- ３ 単に入力したものを出力するだけで、情報の再編集、加工ができないものについては、電子計算機処理に当たらないものとする。
 - ア 「専ら文章を作成するための処理」とは、ワードプロセッサ（パーソナルコンピュータをワードプロセッサとして使用する場合を含む。）機能を指している。

ただし、ワードプロセッサ以外の機能を有しているものについて、当該機能を使用している場合は、これに該当しないことになる。
 - イ 「専ら文書又は図画の内容を記録するための処理等」とは、電子計算機を利用した光ディスク等によるイメージ情報の保存、蓄積等をいう。
 - ウ 「製版その他の専ら印刷物を製作するための処理」とは、電子写植組版システムによる製版等をいう。
 - エ 「専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理」とは、電気通信の方法により送られた電文がセンターとなる電子計算機の中に一時的に蓄えられて、受け手が随時に照会して利用できるいわゆる電子メール等がこれに該当する。

<第１１号>

【趣旨】

本号は、この条例で用いる「個人情報ファイル」の範囲を定めたものである。

【解釈】

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報ファイルで、すなわちコンピュータを用いてデータベース化された個人情報の集合体をいう。

イ 電子計算機を用いたものではないが、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した個人情報ファイルであり、すなわち、マニュアル（手作業）処理によるものであって、例えば人名を50音順に並べた紙の学籍簿やカルテ等が考えられる。

<第12号>

【趣旨】

本号は、この条例でいう「本人」について定めたものである。

【解釈】

本人とは、第2号で定義される個人情報により、識別されることとなる特定の個人を「本人」と定義しており、この条例でいえば、利用目的の明示の対象、利用目的外の提供が許される提供先、開示、訂正、利用停止の各請求の主体となる。

(個人情報の保有の制限等)

第3条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

<第1項>

【趣旨】

本項は、実施機関が個人情報を保有するに当たって遵守すべき原則である個人情報の保有の制限と特定について定めたものである。

【解釈】

- 1 「法令の定める所掌事務」とは、本庄市事務分掌規則（平成18年本庄市規則第4号）等において「所掌事務」を定める条文に列挙されている事務のほか、「権限」を定める条文上規定されている事務や、実体法上規定されている事務が含まれる。
- 2 「所掌事務を遂行するため必要な場合に限り」とは、個人情報の保有が、これらの所掌事務のうち、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする具体的な事務の遂行に必要な場合に限り許容されることを意味する。
- 3 「利用の目的をできる限り特定」とするとは、個人情報がどのような事務の用に供され、どのような目的に使われているかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求める趣旨であり、利用目的の特定の程度を実施機関の恣意的判断に委ねるものではない。また、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならない。

<第2項>

【趣旨】

本項は、個人情報の保有の制限について定めたものである。

【解釈】

「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」とは、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報が取得される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならないこととしたものである。

<第3項>

【趣旨】

本項は、個人情報の利用目的の変更について定めたものである。

【解釈】

「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。また、「合理的に認められる」とは、

社会通念上妥当であると客観的に認識されとの趣旨であり、実施機関の恣意的な判断による変更を認めるものではない。

(利用目的の明示)

第4条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録媒体を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げるときを除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

【趣旨】

本条は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、利用目的をあらかじめ明示しなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは」とは、申請書やアンケート調査票等、本人が書面に記載して提出するものは、その多くが保有個人情報として保有され、その後の各種の行政運営の基礎資料として利用されることになることから、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、特に利用目的を明示することを定めたものである。
- 2 「あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならない」とは、利用目的の明示の方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭の説明による方法も考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である。

なお、実施機関に対して一方的に送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」明示することが不可能であり、そのような場合についてまで利用目的を明示しなければならない義務を課すものではない。

<第1号>

【趣旨】

本号は、利用目的の明示を要しない「緊急に必要」がある場合を定めている。

【解釈】

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」（第1号）とは、生命、身体又は財産を保護するための個人情報の取得であって、利用目的を明示する時間的余裕がない場合に、適用を除外したものである。

<第2号>

【趣旨】

本号は、利用目的の明示を要しない「本人又は第三者の生命・財産等を害するおそれ」がある場合を定めている。

【解釈】

「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」とは、利用目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで利用目的を明示する義務を課することは適当でないことから、適用を除外したものである。例えば、がんの治療のために必要となる個人情報を取得する際にその利用目的を告げることが、実質的に病名を告知することになり、本人に不測の事態を招くおそれのある場合等が考えられる。

<第3号>**【趣旨】**

本号は、利用目的の明示を要しない「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合を定めている。

【解釈】

「利用目的を本人に明示することにより、市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」とは、市の機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には公共の利益が損なわれるおそれがあり、このような場合にまで利用目的を明示する義務を課することは適当でないことから適用除外としたものである。

<第4号>**【趣旨】**

本号は、利用目的の明示を要しない「利用目的が明らか」である場合を定めている。

【解釈】

「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」とは、個人情報が取得される状況からみて利用目的が明らかである場合は、本人が利用目的を確認するための措置をあえて講ずる必要が認められないと考えられることから、適用除外としたものである。

例えば、特定の許認可申請を行うため本人が自己の個人情報を記載した申請書を実施機関に提出する場合であって、実施機関が当該許認可申請の事務処理のみに当該個人情報を利用する場合等が考えられる。

(思想等に関する個人情報等の収集制限)

第5条 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となり得る個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 実施機関が本庄市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成18年本庄市条例第23号）に定める本庄市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うとき。

【趣旨】

本条は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、内心の自由等の基本的人権にかかわるものであり、その取扱いにより個人の権利利益を侵害するおそれが大きいと考えられることから、原則として、その取得を禁止するとともに、例外的に取得できる場合について定めたものである。

【解釈】

- 1 「思想、信条及び宗教に関する個人情報」とは、世界観、人生観、政治理念、支持政党名、信仰する宗教等をいう。
- 2 「社会的差別の原因となり得る個人情報」とは、その内容が客観的に明らかであるとはいえないが、人権問題に係る個人情報、犯罪歴等がこれに含まれるものとする。

<第1号>

【趣旨】

思想等に関する個人情報を収集できる場合を「法令で定めがあるとき」と定めている。

【解釈】

「法令で定めがあるとき」とは、次のような場合がある。

- (1) 公職選挙法第11条第3項の規定に基づき、選挙権及び被選挙権を有しなくなる事由が生じたこと等を他の市町村の選挙管理委員会から取得する場合
- (2) 公職選挙法第86条の4に基づき、立候補等の届出等に当たって、所属する政党その他の政治団体の名称等を取得する場合

<第2号>

【趣旨】

思想等に関する個人情報を収集できる場合を「審議会の意見を聴いた上で正当な事務又は事業の実施のために必要がある」と定めている。

【解釈】

「正当な事務又は事業の実施のために必要がある」とは、利用目的達成のために、個人情報の取得が必要であり、当該個人情報を欠いてしまうと個人情報を取

り扱う事務又は事業の遂行が著しく困難である場合をいう。次のような場合がこれに該当するものとする。

- (1) 市民等からの相談、苦情その他本人の自由な意思により提供される場合
(作文、論文等を含む。)
- (2) 海外からの来訪者、ホームステイ等の受入れに際し、当該来訪者等の宗教等に関する個人情報を取得する場合
- (3) 病院等の機関が診療行為等を的確に行うために、患者の宗教等に関する個人情報を取得する場合

(正確性の確保)

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が保有個人情報の正確性を確保する措置を講ずるよう努めなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、利用目的によっては、①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実のみを必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両者を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性を確保することをいう。
例えば、本人から提供された情報を記録し使用することを目的とする個人情報を取り扱う事務の場合、一定の手続に従って本人から示された情報を正確に入力すれば、実施機関の正確性を確保する義務は守られたことになる。
- 2 「事実」とは、客観的に確定される真実の情報をいう。評価、判断の内容そのものは、「事実」には含まれないが、「個人Aが〇〇と評価・判断された」、「個人Bが△△と評価・判断した」という情報は、「事実」に含まれる。

【参考】 「事実」と評価・判断

本条は、誤った個人情報の利用により、誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は、個人情報の内容だけでなく、様々な要素を総合的に勘案してなされる。したがって、本条における正確性の確保の対象は「事実」に止まり、評価・判断には及ばない。

(安全確保の措置)

第7条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する維持管理を行うため、個人情報保護管理者を置かなければならない。

3 第1項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

<第1項>

【趣旨】

本項は、実施機関が保有個人情報の安全を確保する措置を講じなければならないこと等を定めたものである。

【解釈】

1 「保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置」とは、次の事項などをいう。

(1) 物理的保護措置 保管庫の施錠、立入制限、防災設備の整備など

(2) 技術的保護措置 ネットワーク接続されているコンピュータへのファイアウォールの構築、暗号化など

(3) 組織的保護措置 職員に対する教育・研修の実施、安全管理者の設置等管理体制の整備など

2 個人情報の安全確保は、情報セキュリティの一環でもあり、本庄市情報セキュリティ基本方針と一体的に推進することが効果的である。

<第2項>

「個人情報保護管理者」は、本庄市個人情報保護条例施行規則第4条により、各課の長をもって充てる。

<第3項>

1 「個人情報の取扱い」とは、委託しようとする事務の中に個人情報が含まれる全ての場合をいう。例えば、配送委託のように、対象者の名簿を配送業者に渡すなど、主たる作業に付随する資料として保有個人情報が提供される場合も含まれる。

2 「受託」とは、実施機関が、個人情報を取り扱う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外の者に依頼し、これを実施機関以外のものが引き受けることをいう。

3 「準用する」とは、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者は、実施機関が講ずべき安全確保の措置と同様の措置を講ずる義務を有するという趣旨である。

4 業務委託に当たっては、契約条項の中に個人情報の保護、再委託の際の条項等適切な安全確保のための条項を含めることや、委託先に必要かつ適切な監督を行うことが必要である。

【参考】

特定個人情報の安全管理措置は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」P. 19～22を参照。

(実施機関の職員等の義務)

第8条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の取扱いの従事者に対して、業務上知り得た個人情報について適正な取扱いを義務付けることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「実施機関の職員」とは、第2条第6号と同義である。また、「職員であった者」とは、実施機関の職員が当該実施機関を退職、失職、又は免職により離職した者並びに実施機関以外の機関に出向した者をいう。
- 2 「受託業務に従事している者若しくは従事していた者」については、個人情報の保護の徹底を図り、個人情報の本人に対する直接的な責任を明らかにする観点から、実施機関の職員と同様に個人情報の適正な取扱いに関する義務を課すこととしたものである。
- 3 「知り得た個人情報」とは、個人の秘密であるか、すなわち、秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない。また、電子計算機処理されている個人情報か否かも問わない。また、本条では、単に「個人情報」とし、「保有個人情報」としていない。

これは、組織としての利用、保有にいたらない個人情報であっても、適切に取り扱う必要があるからである。

- 4 「みだりに他人に知らせ」とは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいう。

「不当な目的に利用」とは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合その他正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。

- 5 従事者の義務違反に対する措置等
 - (1) 個人情報の不適正な取扱いをした実施機関の職員等については、条例第46条から第49条までに規定する罰則が適用され得る。
 - (2) 特定個人情報の不適正な取扱いをした実施機関の職員等については、番号法第67条に規定する罰則が適用され得る。
 - (3) 本条に違反した実施機関の職員が一般職の地方公務員であれば、地方公務員法第29条による懲戒処分が適用があり得る。個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務（同法第34条）違反による罰則の適用があり得る。
 - (4) 受託業務従事者である場合は、実施機関との委託契約の解除事由になり得る。

【参考】 公務員の守秘義務のほか、この条で従事者の義務を規定した理由

実施機関の職員若しくは職員であった者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条により守秘義務が課されている。守秘義務によって守られるべき秘密は、漏えいされれば、行政執行を円滑に行うことができなくなるおそれのある事項であり、個人情報の全てとは限らない。一方、この条例は、個人の権

利利益の侵害のおそれが個人情報の内容のみならず、その利用目的、取扱方法によって異なり、また人によって異なり得ることから、秘匿性の有無にかかわらず、実施機関の保有する全ての個人情報を対象としている。このように、地方公務員法の守秘義務規定によって公務上の必要から保護すべき個人情報の範囲とこの条例によって保護すべき個人情報の範囲とは異なるものがあることから、地方公務員法のほか、この条において個人情報の適正な取扱いに関する義務を課すこととしたものである。

(市民の責務)

第9条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の運用に当たって市民が守るべき責務について定めたものである。

【解釈】

個人情報でのプライバシーの侵害等は市民によっても引き起こされるものであり、前条と同様に、真の個人情報保護は行政の努力のみでは成し得ないことから、市民自身が相互に個人情報保護の重要性を認識することを求め、この条例により保障された自己情報の開示請求等の権利を行使する際の心構えを規定した。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条、第11条及び第13条第1項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

(5) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(6) その他実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の組織に限るものとする。

5 実施機関は、第2項第5号又は第6号の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、速やかにその旨及び内容を本人に通知しなければならない。ただし、審議会が本人に通知する必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

<第1項>

【趣旨】

本条は、実施機関における利用目的以外の保有個人情報の利用及び提供を原則として禁止することを定めたものである。

【解釈】

- 1 「法令に基づく場合」を利用目的以外の利用・提供の原則禁止の対象から除外したのは、法令の規定は、それぞれの立法目的から保有個人情報の利用・提供を可能としており、合理性が認められるためである。実際に利用・

提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

なお、該当する法令の例としては、弁護士法第23条の2の規定に基づき、弁護士や依頼者個人からの照会に応じなくても、弁護士等に対する損害賠償義務は生じない。また、民事訴訟法第186条、第223条及び第226条、刑事訴訟法第197条第2項及び第507条などがある。

- 2 「保有個人情報を自ら利用」（第1項）するとは、保有個人情報を実施機関の内部において利用することをいい、「提供」とは、実施機関以外のものに提供することをいう。

＜第2項＞

【趣旨】

例外事由に該当する場合に限り、利用目的以外に利用し、又は提供することができることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「次の各号のいずれかに該当すると認めるとき」の判断に当たっては、実施機関は、個々の事案ごとに個人情報の内容、提供先における使用目的、使用方法等を勘案して、「相当な理由」（第2項第2号、第3号）あるいは「特別の理由」（第2項第4号）に該当するかどうか、個人情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないかどうか（第2項ただし書）を総合的に判断して行う必要がある。

- 2 「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」とは、第1号から第4号までに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を利用・提供してはならないとしたものである。

- 3 「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」は、一般的には本人の権利利益を侵害するおそれは少ないと考えられることから、利用目的以外に保有個人情報を利用・提供することができることとしたものである。

ただし、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外に利用・提供することはできない。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。

- 4 「本人の同意」（第2項第1号）は、書面によることを要しない。なお、利用目的以外の利用・提供を行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用・提供が可能となるように利用目的を設定しておくべきである。

また、個人情報を取得する際に調査票、申告書等に目的以外に利用・提供することもあり得ることを明示して事前に同意を得ることが多いと考えられるが、取得時に同意を得ていない場合は、目的以外に利用・提供する際に本人の同意を得ることになる。

- 5 「本人に提供するとき」とは、実施機関の判断により本人に提供する場合をいい、第15条に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合は含まれない。

- 6 「法令の定める事務」とは、例えば、本庄市表彰規則第4条に該当するかどうかの判断をすることである。
- 7 「相当な理由のあるとき」（第2項第2号、第3号）とは、実施機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由のあることが求められる。相当な理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該個人情報の利用目的等を勘案して、個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外利用・提供が許容されるという本号の趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。
- 8 「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」（第2項第4号）とは、個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成又は学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。専ら統計の作成や学術研究のために保有個人情報を利用する場合には、特定の個人が識別できない形で用いられるのが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公益性も高いと考えられることから、利用目的以外利用・提供の原則禁止の例外としたものである。
- 9 「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」（第2項第4号）とは、例えば、緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合、勲章等の栄典を受ける者を選考する際に本人の経歴や功績等を証するための情報を知らせる場合等がある。
- 10 「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」（第2項第4号）とは、本来、実施機関において厳格に管理すべき個人情報について、実施機関以外のものに例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当な理由」よりもさらに厳格な理由が必要であるとする趣旨である。具体的には、①公共機関に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること、③保有個人情報の提供を受けなければ、提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難な場合であること等の、正に特別の理由が必要とされる。
- 11 「緊急かつやむを得ない」とは、自然災害が発生し、あるいは発生する状況が切迫し、人の生命、財産等の保護上緊急避難等を行う際、個人情報が必要な場合をいう。また、犯罪などの人為的行為による場合も含まれる。

＜第3項＞

「法令の規定の適用を妨げるものではない」とは、第2項の規定により、個人情報を利用目的以外に利用・提供できる場合であっても、法令又は他の条例の規定により、個人情報の利用・提供が制限されている場合は、法令又は他の条例の規定が適用されるという趣旨である。

なお、該当する法令の例としては、刑事訴訟法第53条、住民基本台帳法第30条の29、特許法第186条がある。

＜第4項＞

- 1 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、個人情報の内容（例えば、病歴や犯罪歴等）により、それが利用目的以外に利用さ

れば、個人の権利利益を侵害するおそれが多いために、特にその利用目的以外の利用を制限する必要があると認めるときをいう。

- 2 「特定の組織」とは、実施機関の内部の特定の部又は室を指すものであるが、実施機関は、更に、これらの部又は室の内部の組織である課、出先機関等に限ることも必要に応じて行うものとする。

<第5項>

第2項第5号又は第6号の規定により、個人情報をも目的外利用又は外部提供した際の、本人通知等を定めたものである。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。

<第1項>

【趣旨】

本条は、実施機関における利用目的以外の保有特定個人情報の利用を原則として禁止することを定めたものである。

【解釈】

「保有個人情報を自ら利用」（第1項）とは、保有個人情報を実施機関の内部において利用することをいう。

<第2項>

【趣旨】

本項に該当する場合に限り、利用目的以外に利用できることを定めたものである。

【解釈】

「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」に限定しているのは、特定個人情報は、本人の利益に関わるのみならず、行政サービスの効率化の手段という社会的側面も併有するものであり、本人の同意がありさえすれば無制限にデータマッチングを認めると、番号制度全体への信頼を失墜しかねない。

【参考】

この条は、保有特定個人情報の利用の制限について定めているが、ここでいう利用できる範囲とは、番号法第9条第1項及び別表に定められている範囲に限られる。

(特定個人情報の提供の制限)

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

【趣旨】

例外事由に該当する場合に限り、利用目的以外に利用し、又は提供することができることを定めたものである。

【解釈】

番号法において特定個人情報を提供することができる場合は、番号法第19条各号に掲げられた場合に限定されているため、個人情報保護条例上も特定個人情報を提供できる場合を同条各号に掲げられた場合に制限している。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第11条 実施機関は、第10条第2項第3号から第6号までの規定に基づき、保有個人情報の提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関以外のものに提供される個人情報について、提供目的以外の使用や漏えい、滅失、毀損等を防止するため、保有個人情報の提供を受ける者に対し必要な措置を講ずることを求めるものとしたものである。

【解釈】

- 1 「その他必要な制限」とは、提供する個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は消去・返却等使用後の取扱いの指示等である。
- 2 実施機関は、必要に応じ措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合にはその後の個人情報の提供を停止し、又は、停止した個人情報の返還を求める等の措置を講ずるものとする。

(個人情報ファイル簿の作成等)

第12条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、市長に届け出なければならない。個人情報ファイル簿に記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルを取り扱う組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 第25条第1項ただし書又は第32条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (8) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (3) 個人情報ファイル簿を作成した個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該個人情報ファイル簿を作成した個人情報ファイルに係るこれらの事項の範囲内のもの
- (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (6) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (7) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める個人情報ファイル
- (8) 第2条第11号イに係る個人情報ファイル

3 実施機関は、第1項の登録に係る事項を変更し、又は同項の登録に係るファイルの保有をやめたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項又は前項の届出を受けたときは、一般の閲覧に供さなければならない。

＜第1項＞

【趣旨】

本項は、実施機関が個人情報ファイルを保有する場合の事務手続を定めたものである。

【解釈】

「保有」が開始される時点とは、実施機関が個人情報ファイルを作成又は取得した時点をいう。

「あらかじめ」とは、実施機関が個人情報ファイルを保有する前ということである。

＜第2項＞

【趣旨】

本項は、実施機関の個人情報ファイルの中には、実施機関の職員のものや短期的に消去されるもの等改めて市長に届け出ることを要しないこととしたものがある。

【解釈】

「実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイル」とは、実施機関の職員の人事、給与等の人事管理のためのものであり、使用者としての市と被用者としての職員との関係に基づく内部情報であること、また、その存在及び利用方法も一般的に当事者たる職員によく知られていることから適用除外としたものである。

「職員の採用試験に関する情報ファイル」とは、実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルは、不合格者に関する情報も含んでおり、これらは実施機関の職員ではないが、職員の採用等のために合格者に関する情報と一体として保有されていることから職員に係る個人情報ファイルと同様に取り扱うこととしたものである。

「試験的な電子計算機処理」とは、電子計算機処理システムの動作の正常性等を試すためのものをいい、本来の事務に使用されないことを要件とする。

「個人情報ファイル簿を作成した個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該個人情報ファイル簿を作成した個人情報ファイルに係るこれらの事項の範囲内のもの」とは、既に市長に届け出ている個人情報ファイルに含まれる記録情報の全部又は一部の写しを作成し、作業用として使用する場合、事故等に備えて予備的に作成し、保有する場合（バックアップ）等が該当する。

「資料その他の物品若しくは金銭の送付」とは、書籍、文書、金銭（口座振込等を含む。）等の送付をいう。

「業務上必要な連絡」とは、事務を遂行するために必要な電話連絡等をいう。

「その他の送付又は連絡に必要な事項」とは、郵便番号、電話番号、連絡先、送付部数等送付又は連絡に密接な関係があり、かつ、必要な事項をいう。

＜第3項＞

【趣旨】

本項は、市長に届け出た個人情報ファイルの事項を変更し、又は保有をやめたとき、市長に届け出る旨を定めたものである。

【解釈】

「保有をやめたとき」とは、個人情報ファイルそのものを廃棄したとき、あるいは個人情報ファイルに記録されている個人情報の全てを消去したときなどである。

(電子計算機の接続の制限)

第13条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、電子計算機の接続（実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器を通信回線により接続し、保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態をいう。次項において同じ。）による保有個人情報の提供を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項の規定により電子計算機の接続を行った場合において、市民の基本的人権が不当に侵害されるおそれが生じたときは、当該接続の停止及びその他の必要な措置を講じなければならない。

<第1項>

【趣旨】

本項は、実施機関の電子計算機と実施機関以外の電子計算機との接続の原則禁止を定めたものである。

【解釈】

- 1 通信回線等を利用しての個人情報の記録への侵入、不正利用、改ざん等を防止するため、通信回線等による接続を原則として禁止したものである。通信回線等による情報処理は、非常に効率化が図られるが、その反面、データの利用、改ざん等について規制を加えることが技術的に難しいことが規定の理由である。
- 2 これは平成2年に旧自治省の「第2次個人情報保護対策研究会」から「通信回線による情報の伝達機能は、現代の情報処理技術及び電気通信技術では不可欠とされており、情報の内容の如何を問わずオンライン結合を一切禁止することは適当でない」とする報告が出されたこと、通信回線等による接続について当時と比べ社会一般の理解が進んだことなどから、行政の効率や市民サービスの向上のため、通信回線等による接続を一律禁止とせず、審議会への諮問とその答申に基づく場合は、利用及び提供に関する規則を遵守した上で接続できることとした。
- 3 個人情報を取り扱わない業務については、当然に本条の適用がないので、通信回線等による接続は何ら問題がない。
- 4 実施機関内部や実施機関同士での通信回線等による接続は、本条の適用にはならないが、その場合には目的外利用となる可能性があるので、注意が必要となる。

<第1号>

【趣旨】

本号は、法令に定めがあるときは、電子計算機の接続ができることを定めたものである。

【解釈】

「法令に定めがあるとき」とは、住民基本台帳法第30条の6第1項及び第2

項に規定されている、いわゆる住民基本台帳ネットワークシステム等をいう。

＜第2号＞

【趣旨】

本号は、公益上特に必要がある場合、電子計算機の接続ができることを定めたものである。

【解釈】

通信回線等による接続について審議会に諮問する場合は、結合先における個人情報の保護措置が実施機関と同様にとれるかどうか、公益上の必要性があるかどうか、などが問題となる。具体的には、次のような基準に照らして判断する。

- 1 相手方の対応措置に関する基準
 - ・ 実施機関と同様の個人情報保護の措置が講じられていること。
 - ・ 実施機関の求める当該個人情報使用に関する制限等が遵守できること。
- 2 必要性に関する基準
 - ・ 市民福祉の向上に役立つこと。
 - ・ 個人の権利利益を侵害するおそれがないこと。
 - ・ 社会一般の利益を図るために必要であること。
 - ・ 法令や国の方針により必要であること。
 - ・ 他の代替手段がないこと。
- 3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準
 - ・ 不正なアクセス等を排除するための技術的措置が講じられていること。
 - ・ 障害時の安全確保や障害からの速やかな回復のための技術的措置が講じられていること。

＜第2項＞

【趣旨】

本項では、公益上特に必要がある場合のみ認められている電子計算機の接続を行った場合において、通信回線等を利用しての個人情報の記録への侵入、不正利用、改ざん等により、市民の基本的人権が不当に侵害されるおそれが生じた場合の措置を規定したもの。

【解釈】

「侵害されるおそれが生じたとき」とは、事態は発生してはいないが、そのままの状態を放置しておいた場合、これらの事態が発生する可能性が高いことをいう。プライバシーは、侵害されたとき、事後の救済及び回復が極めて困難である。そのため、緊急事態が発生する前にそのようなおそれがある場合、実施機関は、その管理責任で調査を行うこととしたものである。

なお、「おそれ」に該当するか否かの判断は、漠然とした不安や単なる想定に基づくものではなく、緊急事態により市民等の権利利益を不当に侵害する状況が、現実的、具体的かつ客観的に明白であることとする。例えば、電算結合の相手方が、別の自治体との間で行っている同様の結合において、自らのシステムの欠陥により個人情報の漏えい事故を起こし、その欠陥について有効な修復がなされていないと認められるような場合などが該当する。

(開示請求権)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人（以下「未成年者等」という。）の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた代理人（保有特定個人情報にあっては、本人の委任による代理人）（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものであるときは、本人の同意を得なければならない。

<第1項>

【趣旨】

本項は、個人情報の開示を請求できる者及び開示を請求できる個人情報の範囲を定めたものである。

【解釈】

「何人も」とは、市民であるかないかにかかわらず、実施機関において自己を本人とする個人情報が保有されている全ての自然人をいう。

<第2項>

【趣旨】

本項は、未成年者等の個人情報の開示の請求について定めたものである。

【解釈】

1 「本人」とは、未成年者又は成年被後見人を指す。

2 「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満20歳に達しない者をいう（民法第4条）。

「成年被後見人」とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であって、法定の手続に伴い家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいう（民法第7条）。

3 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。民法上、本人の信任に基づかないで生ずる代理を法定代理といい、その代理人を法定代理人という。具体的には、未成年者にあつては第一次的には親権者、第二次的には未成年後見人であり、成年被後見人にあつては成年後見人である。

4 「本人の委任による代理人」とは、本人からの委任状、代理人選任届等で、本人からの委任を受けている代理人をいう。

5 「本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる」とは、本人の利益のために代理行為を行う義務はあっても、代理行為に本人の同意を要しないため、法定代理人は本人の意思と独立して開示請求をする権利を有するものである。

「本人に代わって」とは、法定代理人が未成年者又は成年被後見人である本人の個人情報について開示請求をすることができるという趣旨であり、本人が開示請求権を行使していない場合にのみ法定代理人が請求権を行使できるという趣旨ではない。

なお、法定代理人に開示することにより本人の権利利益を侵害するおそれがあるときは、第16条第8号により不開示とすることができる。

- 6 未成年者の法定代理人の開示請求権行使については、父母による親権の共同行使は要件とせず、父母それぞれが単独で開示請求権の行使ができる。
- 7 「実施機関が特別の理由があると認めた代理人」とは、本人が身体障害、病気等により来庁できないため、自分の情報の流れ及び利用を自ら把握し、管理する権利（自己情報コントロール権）を行使することができない方への対応として取り入れたもので、本人から委任を受けた任意代理人をいう。なお、この制度の取り扱いについては慎重に行う必要がある。

ア 特別代理人自身を証明する書類

運転免許証等の書類であって、特別代理人本人を確認できるもの

イ 本人が来庁できないことを証明する書類

医師の診断書、本人の身体障害者手帳その他身体障害等により本人が来庁できないことを証明する書類

ウ 委任状又は代理人選任届

本人から代理人への委任事項として、開示請求等行為及び受領行為が記されていること

「提出書類の不備等」

実施機関が必要であると認めた場合には、本人の意思確認を重ねて行う

アからウまでの一連の書類で、書類提出時の本人の意思を確認できるわけであるが、個人情報とは、慎重に取り扱う必要があるため、請求書の提出の後、再度本人意思の確認を行う。（電話による本人意思確認又は郵便による本人意思確認）

※その他必要な事項は、その都度実施機関内部で検討するものとする。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人）であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求の手続として、開示請求は所定の事項を記載した書面により行うべきこと及び開示請求をする者は保有個人情報の本人であることを示す書類を提示等しなければならないことを定めるものである。

<第1項>

【解釈】

「書面を実施機関に提出してしなければならない」とは、開示請求権の権利行使を明確にするために、開示請求は書面の提出により行うものとし、口頭による開示請求はできないことを定めたものである。

(1) 「開示請求をする者の氏名及び住所又は居所」とは、開示請求者の特定及び連絡先を明らかにするものである。郵便番号、電話番号については、これらの記載がなくとも不適法な請求となるものではないが、第3項の開示請求書の補正の求め、補正の参考となる情報の提供や、以後の通知、連絡等に際して必要とされる場合があるので、記載されることが望ましい。なお、開示請求者の押印は不要である。

(2) 「保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、その記載内容から、開示請求の対象となる保有個人情報の範囲を合理的な範囲に特定できる程度の記載をいう。特定の方法については、求める個人情報の内容等により異なるが、ファイルや公文書の名称、個人情報の保有に関連する事務事業の名称、記録項目、取得（作成）時期、担当課名等を適宜組み合わせて表示することになる。

(3) 個別具体的な開示請求における個人情報の特定においては、実施機関が個別に判断することとなる。

<第2項>

【解釈】

1 「開示請求に係る保有個人情報の本人であること」を示す書類とは、規則第5条第1項第1号に規定する運転免許証、同項第3号に規定する旅券その他こ

れらに類する書類として市長が認めるもの（以下「本人確認書類」という。）をいう。

- 2 「前条第2項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等」を示す書類とは、本人確認書類のほか、法定代理関係を確認するため規則第5条に規定する戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類として市長が認めるものをいう。

- 3 第2項において本人確認書類を提示し、又は提出するのは、この制度が本人に対してのみ自己の情報を開示するものであり、個人に関する情報が誤って他人に開示されてしまうと、本人が不測の権利利益侵害を被る場合があるため、開示請求をするに当たっては、本人、法定代理人等であることを確認する手続を行う必要があるとしたものである。

なお、郵送による請求書の提出は、個人情報の本人であることの確認を厳格に行うため、原則として認めていない。

ただし、病気、身体障害又は遠隔地に居住している等、その他やむを得ない事情があるときは、郵送で開示の請求をすることができる。なお、限定的なケースとして、慎重に取り扱うものとする。

<第3項>

- 1 「形式上の不備」とは、記載事項に漏れがある場合や、開示請求に係る保有個人情報を特定するための十分な記載がない場合など、開示請求書に必要とされる記載事項に外形上明確に判断し得る不備があることをいう。なお、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関が職権で補正できるものである。

- 2 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個々のケースによって判断されるべきものである。なお、実施機関が「相当の期間」を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、その開示請求は却下されることになる。

- 3 「補正の参考となる情報」としては、例えば、保有個人情報が記録されている公文書の名称、ファイル名、記載されている情報の概要等を教示することが考えられる。なお、情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差し支えない。

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - イ 当該個人が公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報
- (5) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 評価、診断、判定、選考、指導又は相談に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業等に係る事業に関し、その企業等の経営上の正当な利益を害する情報
- (7) 法令の規定により開示することができないとされている情報
- (8) 代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが当該未成年者等の利益に反すると認められる情報
- (9) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (10) 実施機関が審議会の意見を聴いて開示しないことが適当であると認めた情報

【趣旨】

- 1 本条は、開示請求があつた場合は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されているときを除き、実施機関は、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示する義務を負うことを定めたものである。
- 2 個人情報保護条例における開示請求権制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、この条例では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や公共安全、公共の利益等も適切に保護する必要がある、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

<第1号>

【解釈】

- (1) 本人開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができるようしておく必要がある。
- (2) 例えば、カルテの開示の場合、十分な説明を受けた上での同意から相当程度の情報を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、症状の進行状態等から、開示が症状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定され

る。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に実施機関の開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

- (3) 「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とは、具体的には、診療情報の開示が患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあり、治療効果等への悪影響が懸念されるとき等がある。
- (4) 「代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう」とは、法定代理人等による開示請求がなされた場合において、未成年者又は成年被後見人と法定代理人との利益が相反する場合を想定したものである。

なお、利益相反かどうかの判断に当たっては、直接当該本人に意思を確認する方法、客観的に利益を判断する方法等個々の事案により対応するものとする。

＜第2号＞

【解釈】

- (1) 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求に係る個人情報の中に第三者（個人）の情報が含まれている場合をいう。このような場合、第三者に関する情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報としている。
- (2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報も個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人に関する情報から除外したものである。
- (3) 「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人であると明らかに識別することができ、又は識別される可能性がある場合をいう。
- (4) 「他の情報を照合することにより特定の個人を識別することができるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報を他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。
- (5) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。これは、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について補充的に不開示情報として規定したものである。
 - (ア) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財

産を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

- (イ) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が実施機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対応する担当職員の対応内容に関する情報などがこれに含まれる。

「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、実施機関の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から原則不開示としないこととされている。ただし、「氏名」については、開示した場合において、当該公務員の私生活等に影響を及ぼすなど当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合においては、当該部分を除いて開示することとなる。

<第3号>

【解釈】

- (1) 「法人等」とは、株式会社等の会社法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体権利能力なき社団等も含まれる。
- (2) 「法人等に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連を有する情報を指す。
- なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。
- (3) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから本号で規定している。
- (4) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、第2号アと同様に、当該情報を不開示とすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

- (ア) 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、それらの性格や権利利益の内容、性質等に応じ、権利保護の必要性、行政との関係等を十分考慮して、適切に判断する必要がある。なお、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

- (イ) 「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を保護しようとするものである。実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、そのような場合であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

「開示しない」とは、本条例や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示（公開）しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。「条件」については、実施機関の側から開示（公開）しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取り扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

＜第4号＞

【解釈】

- (1) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員である。
- (2) 「その他の公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防及び捜査活動のほか、平穏な市民生活、社会の風紀その他の公共安全と秩序を維持するために必要な警察活動などをいう。
- (3) 本号に該当する情報とは、例えば次のような場合をいう。
- ア 本人に開示することにより、犯罪の予防及び捜査等の手法、技術、体制等が明らかにされ、その結果これらの活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある情報
 - イ 本人に開示することにより、犯罪の被疑者、被害者、参考人、通報者等が特定され、その結果これらの人々の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされることになるおそれがある情報

ウ 本人に開示することにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報

<第5号>

【解釈】

- (1) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続を確保しているものである。
- (2) 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (3) 「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したものである。
- (4) 「不当に」とは、審議、検討等の途中段階にある情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

<第6号>

【解釈】

- (1) 「次に掲げるおそれ」として、アからカまでに掲げたものは、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、開示すると将来の同種の事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等についても該当するものである。
- (2) 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

本規定は、実施機関の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定の趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

なお、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

- (ア) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の成否を調べることをいう。「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が租税その他の収入金を取ることをいう。

「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて、評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

- (イ) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し、一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。

「国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、これらの機関が一方の当事者となる契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財政上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあり、このような情報については不開示とするものである。

- (ウ) 「評価」とは、事物や人物の善悪等の価値を判断して決めることをいう。「診断」とは、医者等が患者を診察して、健康状態、病気の種類や病状などを判断すること、又は物事の実情を調べて、その適正や欠陥の有無などを判断することをいう。「選考」とは、能力、人柄等をよく調べて適格者を選び出すことをいう。「指導」とは、ある目的・方向に向かって教え導くことをいう。「相談」とは、問題の解決のために話し合ったり、他人の意見を聞いたりすることをいう。

「公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、評価等に係る事務の基準や過程を知らせることにより、公正な事務の遂行が阻害さ

れたり、将来における同種の事務の遂行を阻害したり、関係者間の相互の信頼関係を著しく損なうおそれがあること等をいう。

- (エ) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」とは、市の機関等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、市民等あまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く市民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

- (オ) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは、市の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

【参考】 情報公開条例との不開示情報との異同について

情報公開条例の目的は、市民の知る権利の尊重と市政に関する情報を市民に積極的に提供する責務が全うされるようにすることにある。また、情報はそれが転々流通することを妨げられないという特質を有する。このため、情報公開条例においては、情報公開請求者に公文書が公開されるという仕組みでありながら、非公開情報に該当するか否かの判断に当たって、公開請求の対象である公文書が市民一般に公開されることを前提としている。したがって、公開請求者が誰であるかを確認しないし、本人からの公開請求という事情も斟酌しないこととされている。

これに対し、個人情報保護条例における開示請求権制度は、本人が自己の個人情報の取扱いをチェックするためのものであり、また、公になれば自己の不利益となる情報を他に漏らすことも通例では想定する必要はない。このため、本条例においては、不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、特定の開示請求者に対する開示を前提としている。それに伴い、実施機関に対し開示請求者が当該開示請求の対象となる保有個人情報の本人であるか否かを確認することを義務付けている。ただし、ある特定者に関する保有個人情報の本人であるか否かを確認することを義務付けている。ただし、ある特定者に関する保有個人情報の本人であるか否かを確認することを義務付けている。ただし、ある特定者に関する保有個人情報の本人であるか否かを確認することを義務付けている。これらの内容を有する部分について情報公開条例との整合性を保たせることが必要となる。このような考え方から本条においては、保有個人情報の本人の利益を保護しようとする特別の不開示情報といえる第2号を除き、基本的に情報公開条例第7条各号との整合性を保持している。

なお、情報公開条例の運用・解釈については、判例、答申等が相当数蓄積されており、この条例の運用・解釈についても大いに参考となるものである。

<第7号>

【解釈】

- (1) 「法令の規定により開示することができないとされている情報」とは、法令の規定で明らかに本人に開示できない旨が定められている情報のほか、当該法令等の趣旨、目的から本人に開示できないと認められる情報をいう。
- (2) 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令及び条例をいう。

<第8号>

【解釈】

「開示することが当該未成年者等の利益に反すると認められる情報」とは、例えば、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に実施機関の開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

<第9号>

【解釈】

本号が適用される局面は、開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、事案に即して慎重に判断する必要がある。

<第10号>

【解釈】

本号は、前各号に掲げる個人情報以外で、開示しない相当な必要性や正当性があると審議会が判断したものについては、実施機関はこれを開示しないことができることを定めたものである。これは、情報が常に多様化、複雑化することや、行政が常に変化することを念頭に、現時点では予想困難な情報を、将来的に客観性や公平性を担保して、適用除外事項として定められるようにするため設けたものである。

(部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に係る部分が、他の部分と容易に区分することができるときは、実施機関は不開示情報が記録された部分を除いた部分を開示しなければならないこと等を定めたものである。

＜第1項＞

【解釈】

「容易に区分して除くことができる」とは、不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが物理的・技術的に困難でなく、かつ、時間、経費等から判断して容易である場合をいう。

＜第2項＞

【解釈】

- 1 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、生年月日、住所等の個人識別性のある部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合をいう。
- 2 「同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、個人識別性のある部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、個人識別性のある部分を除いた部分は、第16条第2号に規定する開示請求者以外の個人情報には含まれないものとみなして開示しなければならないとする趣旨である。

(裁量的開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため、特に必要があると認めるときには、開示請求者に対し、実施機関が裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

【解釈】

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、不開示情報の規定によって保護される利益と個人の権利利益を保護するため開示する利益とを比較衡量し、後者の利益が優越するため、開示する特別の必要のある場合のことをいう。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第19条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有 개인정보が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

開示請求に対しては、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、開示決定等をすべきであるが、この条は、その例外として、存否応答拒否ができる場合について定めたものである。

【解釈】

- 1 「開示請求に係る保有 개인정보が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、法定代理人からの探索的な請求の場合等、開示請求に対し、当該保有 개인정보は存在するが不開示とするという回答又は当該保有 개인정보は存在しないという回答をすることによって不開示情報の保護利益が害されることとなる場合をいう。
- 2 「当該開示請求を拒否する」ときは、第20条第2項の開示をしない旨の決定を行うこととなり、必要にして十分な拒否理由を提示する必要がある。

(開示請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第4条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の応答義務を明らかにするとともに、開示請求に対する決定の種類、内容等を明確に定めたものである。

<第1項>

【解釈】

- 1 本条の規定による実施機関の決定は、行政処分であり、この決定に不服のあるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第39号）に基づく抗告訴訟（取消訴訟）により、救済を求めることができる。
- 2 「規則で定める事項」とは、次の事項をいう（規則第2条第6号）。
 - (1) 開示の実施の方法
 - (2) 開示を実施する日時及び場所※ 備考欄への記載事項として、開示の実施に要する費用の額

<第2項>

【解釈】

- 1 「前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む」とは、第19条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合及び保有個人情報を保有していない場合を不開示の決定に位置付けることを明らかにしたものである。
- 2 開示決定等の通知は、実施機関の規則等で定める個人情報開示決定通知書等により行うものである。
- 3 一部開示及び不開示の決定を行う場合には、本庄市行政手続条例（平成18年本庄市条例第25号）第8条第1項の規定に基づき開示請求者に対し、必要にして十分な拒否理由を示す必要がある。

(開示決定等の期限)

第21条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、次に掲げる日は、当該期間に算入しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 第15条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき期限並びに正当な理由がある場合の延長の期限及び手続について定めたものである。

<第1項>

【解釈】

- 1 「開示請求があった日」とは、開示請求書が当該請求を取り扱うこととされている窓口に物理的に到達し、実施機関が了知可能な状態に置かれた日をいう。
- 2 「開示請求があった日の翌日から起算して15日以内」とは、請求のあった日を不算入とし、その翌日から起算し、第1号から第3号までの期間参入しない日を除いた15日目が期間の満了日となることをいう。15日目が市の休日に当たる場合は、本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市条例第2号）第2条の規定により、その翌日が期間の満了日となる。
- 3 「当該補正に要した日数」とは、第15条第3項の規定に基づき実施機関が補正を求めるために定めた期間をいう。

<第2項>

【解釈】

- 1 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関が事務処理上、15日以内に開示決定等をする事ができないと認められる事情をいい、おおむね次のような場合がこれに該当する。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されているため、当該第三者の意見を聴く必要があり、短期間に決定をすることができない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の種類又は量が多く、又はその内容が複雑であり、短期間に保有個人情報を確認し、開示決定等をする事が困難である場合
 - (3) 天災等が発生した場合、突発的に業務が増大した場合、緊急を要する業務を処理する場合、その他短期間に決定することができないことについて正当な理由のある場合
- 2 「45日以内に限り延長することができる」とは、正当な理由により、開示請求があった日から起算して15日以内に保有個人情報の開示、不開示の決定をすることができない場合は、その期間の満了する日の翌日から起算して最高

4 5 日を限度として決定期間を延長することができることとしたものである。

なお、この期間延長は、原則として再度行うことはできないものとする。

- 3 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」とは、決定期間を延長する場合は、延長後の期間及び延長の理由を実施機関の規則等で定める書面により、開示請求者に通知することを実施機関に義務付けたものである。

(開示決定等の期限の特例)

第22条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、これを処理することにより通常の事務の遂行に著しい支障が生ずることは避ける必要があることから、開示決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈】

- 1 「開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため…事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、一つの開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、又は多数の開示請求が同時期に集中したため、開示請求を45日以内に処理することにより、通常の事務の遂行が著しく停滞するおそれがある場合をいう。
- 2 「相当の部分」とは、通常の事務の遂行に支障を来すことなく、45日以内に開示決定等をして得る部分であって、開示請求者の要求をある程度満たすこととまりのあるものをいう。
- 3 「相当の期間」は、開示請求に係る保有個人情報の量や通常の決定期間内に処理できる保有個人情報の量等を勘案し、実施機関が、通常の事務の遂行に支障を来さない範囲で、個別に判断するものである。
- 4 本条を適用する場合、実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示請求者に対し、書面により通知することを義務付けられていることに留意する必要がある。(規則第2条第10号及び様式第10号)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人等及び開示請求者以外の者（以下この条及び第39条から第41条までにおいて「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示等の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示等の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第16条第2号ア又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第16条第3号に規定する情報に該当すると認められるとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも7日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

<第1項>

【趣旨】

開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合に、その情報が不開示情報に該当するかどうかを適正に判断するため、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者」については、本条の適用の対象ではないが、開示決定等の的確を期するため、これらの者の意見を聴き、又は意見書の提出を求めることを妨げるものではない。
- 2 「第三者」とは、個人のほか、法人等をいう。また、情報提供者に限らない。
- 3 「通知」とは、書面により行う。（規則第2条第11号及び様式第11号）
- 4 「意見書」とは、第三者の意思表示は書面によることを要することを示すものである。これは、保有個人情報の開示に反対の意思を表示した場合は、第3項に定める効果をもたらす場合があるため、書面により、その事実を明確にしておく必要があるからである。
- 5 「機会を与えることができる」とは、第三者に意見書を提出する機会を与えるかどうかは、実施機関の任意によるものであることを示すものである。なお、実施機関は、開示決定等を行うに際し、第三者の意見を参考にするものであるが、その意見に拘束されるものではない。

＜第2項＞

【趣旨】

第三者に関する情報が記録されている保有個人情報をもとに第16条第2号ア、同条第3号ただし書又は第18条の規定により開示しようとする場合には、当該第三者の権利利益と公益等との比較衡量を慎重に行う必要があるため、必ず当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「書面により通知」とは、本項により第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、書面により確実に行う必要があることを示すものである。（規則第2条第12号及び様式第12号）
- 2 「機会を与えなければならない」（第2項）とは、第三者に意見書を提出する機会を与えることを実施機関に義務付けるものである。なお、第1項による場合と同様、実施機関は、第三者の意見に拘束されるものではない。

＜第3項＞

【趣旨】

第三者に関する情報が記録されている保有個人情報について、当該第三者が開示に反対の意思を表示したにもかかわらず、開示決定をする場合に、当該第三者の権利利益の保護に欠くことのないよう、第三者による争訟の機会を確保するための手続を定めたものである。

【解釈】

- 1 「開示決定の日と開示を実施する日との間」とは、開示決定の日及び開示を実施する日を算入しない期間をいう。
- 2 「少なくとも7日を置かなければならない」とは、一旦開示を実施すれば、第三者の権利利益が害されることがあつたとしても、それを回復することは困難であることから、反対意見書を提出した第三者が、保有個人情報の開示決定の取消しを求める争訟を提起し、開示の執行停止の申立てを行う期間を確保することと、開示請求者の迅速な開示への期待を斟酌し、7日以上置くこととしたものである。
- 3 「開示決定後直ちに」とは、開示決定後即日であることをいう。したがって、開示請求者に通知すると同時に書面により通知するものとする。（規則第2条第14項及び様式第14号）

(開示の実施方法)

第24条 実施機関は、第20条第1項の規定により個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該保有個人情報の開示をしなければならない。

2 保有個人情報の開示の実施は、次の各号に掲げる保有個人情報の種別に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、実施機関は、閲覧の方法により行う場合であって、当該保有個人情報の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

- (1) 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付
- (2) フィルム 視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）
- (3) 電磁的記録（次号に掲げるものを除く。） 印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 録音テープ、ビデオテープその他の音声記録媒体及び動画記録媒体視聴又は写しの交付が容易であるときは当該写しの交付

3 前項第3号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該出力したものの視聴又は当該複写したものの交付により開示の実施を行うことができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に応ずることとした場合の措置と開示方法について定めたものである。

<第1項>

【趣旨】

本項は、請求に応ずる決定をした場合には、速やかに開示の措置を採るべきことを定めたものである。

【解釈】

本項は、実施機関に対して決定事項の速やかな実施を義務付けたものである。

<第2項>

【趣旨】

本項は、開示方法について定めたものである。

【解釈】

「当該保有個人情報の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるとき」とは、例えば、

- (1) 常用の台帳等の原本を閲覧に供することにより、日常業務に支障を生じるとき。
- (2) 国等への提出のため、実施機関が原本を所持していない期間が長期に及ぶときなど行政の円滑な執行を確保する場合等
- (3) 長期に保存されている歴史的な意味を持つ公文書で、開示請求がしばしば予想されるもので、汚損、破損のおそれがあるもの
- (4) 一部を開示とする必要があるとき、原本を複写し、不開示部分を消

し、それを更に複写するような場合

<第3項>

【解釈】

電磁的記録については、ディスプレイの画面上による視聴あるいは、電磁的記録を記録媒体（フロッピーディスク等）に複写し、これを交付することが容易であるときは、視聴又は複写により開示することができるとしたものである。

(訂正請求権)

- 第25条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限る。第32条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【趣旨】

本条は、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求することができることを定めたものである。

<第1項>

【解釈】

- 1 「自己を本人とする保有個人情報」とは、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限るという趣旨である。それ以外の方法で自己を本人とする保有個人情報が事実と合致していないことを知った場合には、開示決定等を経た上で、訂正請求を行う必要がある。
- 2 「事実」とは、氏名、生年月日、住所、性別、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項をいう。
- 3 「保有個人情報の内容が事実でない」とは、氏名、生年月日等の客観的に判断できる事項に誤りがあることをいい、評価に関する保有個人情報についてはその性質上、訂正請求になじまないため、請求を拒否することとなる。ただし、一見評価に関する情報であると思われる場合であっても、事実に関する情報が含まれる場合があり、十分精査した上で判断する必要がある。
- 4 「訂正（追加又は削除を含む。）」とは、事実と合致していない保有個人情報を事実と合致させることをいい、具体的には情報の誤りを正しくすること、情報が古くなって事実と異なる場合にそれを新しくすること、情報が不完全の場合に不足している情報を加えること、情報が不要となった場合にそれを除くことをいう。
- 5 「法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない」とは、保有個人情報の訂正について、他の制度により訂正の手續が定められている場合には、当該手續により同様の目的を達成することができるので、他の制度の定めるところによることとしたものである。例えば、選挙人名簿の記載事項について、登録されている者の記載内容に変更が生じた場合には、公職選挙法第29条第2項の規定に基づき訂正を行うこととなる。

<第2項>

【解釈】

「法定代理人等は、本人に代わって前項の規定による訂正請求をすることができる」とは、第14条第2項に規定する法定代理人等に、本条の規定による代理

訂正請求を認める趣旨である。なおこの際、同項ただし書の本人の同意を得る必要がある。

＜第3項＞

【解釈】

訂正請求の期限を設けた趣旨は、保有個人情報、利用目的の範囲内において日々更新されたり、保存期間の満了により廃棄されることがあることから、制度の安定的な運営の観点から、保有個人情報の開示を受けた日から訂正請求を行うことができる期間を90日以内としたものである。

なお、たとえ請求期間が徒過したとしても、再度開示請求を行えば訂正請求をすることができる。

(訂正請求の手續)

第26条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報に特定するに足る事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人）であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣旨】

本条は、訂正請求をする際の具体的な手続を定めたものである。

<第1項>

【趣旨】

本項は、自己情報の訂正の請求の手続として、請求に当たって請求書の提出を義務付けたものである。

【解釈】

1 自己情報をコントロールするこれらの権利は、原則として当該本人に認められたものであるので、請求権の有無の確認や情報の特定に当たって請求者の意図を最大限に満たすためにも書面での請求とした。

なお、個別の事案に関して、この条例とは関係なく、口頭による訂正の請求がなされた場合に実施機関の判断により、職権で調査結果にしたがって訂正することまでを禁止する趣旨のものではない。

2 「訂正請求の趣旨」とは、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、当該請求においてどのような訂正を求めるかについての簡潔な結論であり、「理由」は、それを裏付ける根拠である。「訂正請求の趣旨及び理由」は、請求の内容をなす重要なものであり、その記載は明確かつ具体的である必要がある。

3 第4号の「規則で定める事項」は、規則第2条第15号で定めるところである。

4 郵送による請求書の提出は、個人情報の本人であることの確認を厳格に行うため、原則として認めていない。

ただし、病気、身体障害、又は遠隔地に居住している等、その他やむを得ない理由があるときは、郵送で訂正等の請求をすることを申し出ることができる。

【運用】

請求の趣旨を明確にし、請求に係る個人情報を特定するためにも、請求書を受

け付ける際に、聞き取りにより請求者の意図を十分把握する必要がある。ここでの個人情報の特定が曖昧であると、請求に対する決定の際に無用のトラブルを招くおそれがある。

<第2項>

【趣旨】

本項は、訂正・削除の請求をしようとする者にその訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出する義務があることを定めたものである。

【解釈】

「訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料」とは、事実と合致することについて確信を抱かせる程度のもののほか、訂正を求める内容が一応確からしいという推測を抱かせる程度のものも含まれるものとする。

また、ここでいう「証明」とは、厳密な意味での証明ではなく、説明を含むものである。証明する機関が明確である場合は、当該機関が作成した書類とする。

<第3項>

【趣旨】

本項は、請求に当たっての本人又は法定代理人等の確認について定めたものである。

【解釈】

- 1 「本人であることを証明する書類」とは、運転免許証、国際運転免許証、外国運転免許証、マイナンバーカード、旅券その他市長が認める書類で、例えば、在留カードなど写真により本人を確認できるもの、また、顔写真のない証明書である国民健康保険証、国民年金手帳の場合は複数の提示を求めるものとする。これらに準ずるものとして実施機関が認めるものをいう。
- 2 「法定代理人等であることを証明する書類」とは、法定代理人等本人であることを証明する書類に加えて、代理関係を確認するため法定代理人については戸籍抄本など本人の法定代理人であることを証明する書類が必要である。

<第4項>

【趣旨】

訂正の請求に当たって提出された請求書又は第2項の規定により提出又は提示される証明書類に不備がある場合は、当該請求書の不備について補正するよう請求者に求めるものとする。請求者が不備を補正しない場合は、その不備が軽微なものであるときを除き、当該請求は却下することができる。

なお、明らかな誤字・脱字・郵便番号の不記載等の軽微な不備については、実施機関において適宜補正をする。

(保有個人情報の訂正義務)

第27条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

【趣旨】

本条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、実施機関が利用目的の達成に必要な範囲内で当該保有個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報事実でないことが判明したときをいう。
- 2 「利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない」とは、訂正請求権制度は、実施機関の努力義務として定めている第6条の正確性の確保を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は第6条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。
- 3 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。
- 4 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、実施機関としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

【参考】 保有個人情報を基になされた行政処分との関係

訂正請求は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

(訂正請求に対する決定等)

第28条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及び訂正をしないこととする理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、訂正請求に対する実施機関の応答義務を明らかにするとともに、訂正請求に対する決定の種類を定めたものである。

<第1項>

【解釈】

1 本条の規定による実施機関の決定は、行政処分であり、この決定に不服のあるものは、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟（取消訴訟）により、救済を求めることができる。

<第2項>

【解釈】

1 「訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするとき」とは、前条の規定により、当該訂正請求に理由があると認め、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、実施機関が訂正を行う場合をいう。

2 「訂正をしないとき」とは、実施機関が調査した結果、訂正等に必要な事実が判明しなかったとき、調査の結果判明した事実が記録されている個人情報とも請求内容とも異なるとき等をいう。

なお、調査の結果判明した事実が記録されている個人情報とも請求内容とも異なる場合において、不訂正の決定をしたときであっても、必要な場合は、別途、職権で訂正を行うこともある。

3 訂正決定等の通知は、規則で定める個人情報訂正決定通知書等により行うものである。（規則第2条第16号及び第17号並びに様式第16号及び様式第17号）

4 一部訂正及び不訂正の決定を行う場合には、本庄市行政手続条例第8条第1項の規定に基づき訂正請求者に対し、必要にして十分な拒否理由を示す必要がある。

(訂正決定等の期限)

第29条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、次に掲げる日は、当該期間に算入しない。

（1） 第21条第1項第1号及び同項第2号に掲げる日

（2） 第26条第4項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、訂正決定等を行うべき期限並びに正当な理由がある場合の延長の期限及び手続について定めたものである。

<第1項>

【解釈】

1 「訂正請求があった日の翌日から起算して15日以内」とは、訂正請求については、実施機関が事実かどうかについて必要な調査を行うことからその調査に期間を要する場合を考慮し、15日以内としたものである。期間参入しない日とは、次のとおり

（1） 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで

（2） 当該補正に要した日数 第26条第4項の規定に基づき実施機関が補正を求めるために定めた期間

<第2項>

【解釈】

1 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関が事務処理上、45日以内に訂正決定等を行うことができないと認められる事情をいい、おおむね次のような場合がこれに該当する。

（1） 訂正請求に係る保有個人情報の種類又は量が多く、又はその内容が複雑であり、短期間に保有個人情報に係る事実関係を調査し、訂正決定等を行うことが困難である場合

（2） 天災等が発生した場合、突発的に業務が増大した場合、緊急を要する業務を処理する場合、その他短期間に決定することができないことについて正当な理由のある場合

2 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」とは、決定期間を延長する場合は、延長後の期間及び延長の理由を規則で定める書面により、訂正請求者に通知することを実施機関に義務付けたものである。（規則第2条第18号及び様式第18号）

(訂正決定等の期限の特例)

第30条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

【趣旨】

本条は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、これを処理することにより通常の事務の遂行に著しい支障が生ずることは避ける必要があることから、訂正決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈】

- 1 「訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき」とは、訂正請求に係る保有個人情報著しく大量である場合又は訂正請求に係る保有個人情報の検索に著しく日時を要する場合であって、訂正決定等を短期間に処理することにより、通常の事務の遂行が著しく停滞するおそれがあるときをいう。
- 2 「相当の期間」は、訂正請求に係る保有個人情報の量や通常の決定期間内に処理できる保有個人情報の量等を勘案し、実施機関が、通常の事務の遂行に支障を来たさない範囲で、個別に判断するものである。
- 3 本条を適用する場合、実施機関は、訂正請求があった日から起算して15日以内に、訂正請求者に対し、書面により通知することを義務付けられていることに留意する必要がある。(規則第2条第19号及び様式第19号)

(保有個人情報の提供先への通知)

第31条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関が保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、訂正決定をした旨の通知を行うことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「必要があると認めるとき」とは、訂正決定の前に当該保有個人情報と同一の保有個人情報の提供を受けた者が誤ったままの個人情報を使うことにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとき等をいう。
- 2 保有個人情報の提供先への通知は、実施機関の規則等で定める個人情報訂正決定に係る通知書により行うものである。（規則第2条第20号及び様式第20号）

(利用停止請求権)

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第10条第1項及び第2項若しくは第10条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【趣旨】

本条は、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有しない旨の規定等に違反して取り扱われていると思料するときは、その利用停止を請求することができることを定めたものである。

<第1項>

【解釈】

- 1 「自己を本人とする保有個人情報」とは、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限るという趣旨である。
- 2 「利用の停止、消去又は提供の停止」とは、具体的には保有個人情報の内部での使用を中止すること、個人情報が記録されているデータを消去すること、保有個人情報の外部提供を中止すること等をいう。
- 3 「法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない」とは、他の制度により利用停止の手續が定められている場合には、当該制度の手續に委ねることが適当であることから、この条例に基づく利用停止請求の対象外とするという趣旨である。

<第2項>

【解釈】

「代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用訂正請求」という。）をすることができる」とは、第14条第2項に規定する法定代理人等に、本条の規定による利用停止請求を認める趣旨である。なおこの際、同項ただし書の本人の同意を得る必要がある。

<第3項>

【解釈】

利用停止請求の期限を設けた趣旨は、保有個人情報、利用目的の範囲内において日々更新されたり、保存期間の満了により廃棄されることがあることから、制度の安定的な運営の観点から、保有個人情報の開示を受けた日から訂正請求を行うことができる期間を90日以内としたものである。

なお、たとえ請求期間が徒過したとしても、再度開示請求を行えば訂正請求をすることができる。

(利用停止請求の手續)

第33条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報に特定するに足る事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人）であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣旨】

本条は、利用停止請求をする際の具体的な手續を定めたものである。

<第1項>

【解釈】

- 1 「書面を実施機関に提出してしなければならない」とは、この条例に基づく利用停止請求は書面の提出により行うという趣旨である。（規則第21条第21号及び様式第21号）
- 2 「利用停止請求の趣旨及び理由」を記載事項としたのは、利用停止の趣旨、内容等をできる限り特定するためである。
なお、利用停止請求をする者は、当該利用停止請求に関し参考となる資料を実施機関に提出することができる。

<第2項>

【解釈】

第2項の書類については、第15条第2項と同様である。

<第15条第2項の解釈>

- 1 「開示請求に係る保有個人情報の本人であること」を示す書類とは、規則第5条第1号に規定する運転免許証、同項第3号に規定する旅券その他これらに類する書類として市長が認めるもの（以下「本人確認書類」という。）をいう。
- 2 「前条第2項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等」を示す書類とは、本人確認書類のほか、法定代理関係を確認するため規則第5条第1項に規定する戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類として市長が認めるものをいう。
- 3 第2項において本人確認書類を提示し、又は提出するのは、この制度が本人に対してのみ自己の情報を開示するものであり、個人に関する情報が誤って他人に開示されてしまうと、本人が不測の権利

利益侵害を被る場合があるため、開示請求をするに当たっては、本人、法定代理人又は遺族等であることを確認する手続を行う必要があるとしたものである。

なお、郵送による請求書の提出は、個人情報の本人であることの確認を厳格に行うため、原則として認めていない。

ただし、病気、身体障害又は遠隔地に居住している等、その他やむを得ない事情があるときは、郵送で開示の請求をすることができる。なお、限定的なケースとして、慎重に取り扱うものとする。

<第3項>

【解釈】

利用停止請求に当たって提出された請求書又は第2項の規定により提出又は提示される証明書類に不備がある場合は、当該請求書の不備について補正するよう請求者に求めるものとする。請求者が不備を補正しない場合は、その不備が軽微なものであるときを除き、当該請求は却下することができる。

なお、明らかな誤字・脱字・郵便番号の不記載等の軽微な不備については、実施機関において適宜補正をする。

(保有個人情報の利用停止義務)

第34条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、利用停止請求があつた場合は、実施機関は、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止する義務を負うことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、当該利用停止請求に係る保有個人情報が第35条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときをいう。その判断は、当該実施機関の所掌事務、保有個人情報の利用目的及びこの条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。
- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第35条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。
また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。
- 3 「当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」とは、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るようなときには利用停止の義務を負わないという趣旨である。

(利用停止請求に対する決定等)

第35条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及び利用停止をしないこととする理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、利用停止請求に対する実施機関の応答義務を明らかにするとともに、利用停止請求に対する決定の種類を定めたものである。

<第1項>

【解釈】

- 1 本条の規定による実施機関の決定は、行政処分であり、この決定に不服のあるものは、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟（取消訴訟）により、救済を求めることができる。
- 2 利用停止は、適法でない個人情報の取扱いを是正するために必要な範囲で行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報自体である。したがって、利用停止がなされる前の当該保有個人情報に基づいて既になされた行政処分の効力に当然に影響を及ぼすものではない。
- 3 「利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするとき」とは、前条の規定により、当該利用停止請求に理由があると認め、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、実施機関が利用停止を行う場合をいう。

<第2項>

【解釈】

- 1 「利用停止をしないとき」とは、実施機関が調査した結果、規定に違反して個人情報を取り扱われていると判明しなかったとき、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき等をいう。
- 2 利用停止決定等の通知は、実施機関の規則等で定める個人情報利用停止決定通知書等により行うものである（規則第2条第22号及び第23号並びに様式第22号及び様式第23号）。
- 3 一部利用停止又は利用停止をしない決定を行う場合には、本庄市行政手続条例第8条第1項の規定に基づき利用停止請求者に対し、必要にして十分な拒否理由を示す必要がある。

(利用停止決定等の期限)

第36条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、次に掲げる日は、当該期間に算入しない。

（1） 第21条第1項第1号及び同項第2号に掲げる日

（2） 第33条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、利用停止決定等を行うべき期限並びに正当な理由がある場合の延長の期限及び手続について定めたものである。

<第2項>

【解釈】

1 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関が事務処理上、45日以内に利用停止決定等を行うことができないと認められる事情をいい、おおむね次のような場合がこれに該当する。

（1） 利用停止請求に係る保有個人情報の種類又は量が多く、又はその内容が複雑であり、短期間に保有個人情報に係る取扱い状況を調査し、利用停止決定等を行うことが困難である場合

（2） 天災等が発生した場合、突発的に業務が増大した場合、緊急を要する業務を処理する場合、その他短期間に決定することができないことについて正当な理由のある場合

2 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」とは、決定期間を延長する場合は、延長後の期間及び延長の理由を実施機関の規則等で定める書面により、利用停止請求者に通知することを実施機関に義務付けたものである。（規則第2条第24号及び様式第24号）

(利用停止決定等の期限の特例)

第37条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

【趣旨】

本条は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、これを処理することにより通常の事務の遂行に著しい支障が生ずることは避ける必要があることから、利用停止決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈】

- 1 「利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき」とは、利用停止請求に係る保有個人情報著しく大量である場合又は利用停止請求に係る保有個人情報の検索に著しく日時を要する場合であつて、利用停止決定等を短期間に処理することにより、通常の事務の遂行が著しく停滞するおそれがあるときをいう。
- 2 「相当の期間」は、利用停止請求に係る保有個人情報の量や通常の決定期間内に処理できる保有個人情報の量等を勘案し、実施機関が、通常の事務の遂行に支障を来たさない範囲で、個別に判断するものである。
- 3 本条を適用する場合、実施機関は、利用停止請求があつた日から起算して15日以内に、利用停止請求者に対し、書面により通知することを義務付けられていることに留意する必要がある（規則第2条第25号、様式第25号）。

(手数料等)

第38条 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する実費を負担しなければならない。

<第1項>

【趣旨】

本項は、個人情報の開示、訂正等及び中止等の請求に係る手数料について定めたものである。

【解釈】

個人情報保護制度の目的である自己情報コントロール権を保障するという趣旨に鑑み、開示、訂正、削除や目的外利用又は外部提供の中止、是正にかかる手数料は無料とする。

<第2項>

【趣旨】

本項は、自己情報の写しの交付について実費を負担してもらうことについて定めたものである。

【解釈】

「写しの作成及び送付に要する実費」とは、自己情報の写しの作成に要する費用と郵送等を希望する場合の写しの送付に要する費用をいう。（規則第7条）

区分			金額
写しの作成に要する実費	乾式複写機による写し	A 3 判、A 4 判、B 4 判又はB 5 判	単色刷り 1 枚につき 1 0 円 多色刷り 1 枚につき 2 0 円
		A 0 判、A 1 判、A 2 判、B 1 判、B 2 判又はB 3 判	単色刷り 1 枚につき 1 0 0 円 多色刷り 実費相当額
	電磁的記録の用紙への出力	A 3 判、A 4 判、B 4 判又はB 5 判	単色刷り 1 枚につき 1 0 円 多色刷り 1 枚につき 2 0 円
	磁気テープ、磁気ディスクその他の電磁的記録媒体による写し	電磁的記録媒体を持参した場合	無料
		上記以外の場合	実費相当額
	上記以外の方法による写し		実費相当額

(審査会への諮問)

第39条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をいう。以下同じ。）があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本庄市行政不服審査会条例（平成28年本庄市条例第9号）に定める本庄市行政不服審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第41条において同じ。）、訂正決定等（訂正請求の全部を認容して訂正する旨の決定を除く。）又は利用停止決定等（利用停止請求の全部を認容して利用停止する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合（当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）、当該審査請求に係る訂正請求の全部を認容して訂正する場合若しくは当該審査請求に係る利用停止請求の全部を認容して利用停止する場合

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問には、行政不服審査法第41条第3項の事件記録を添付するものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求について審査請求があったときは、審査の公平性と客観性を確保するため、実施機関は、本庄市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して裁決を行うという救済手続を定めたものである。

【解釈】

1 実施機関が行う開示等の決定は、行政処分であるので、開示等の決定及びその不作為は、次の法的な救済の対象となるが、いずれの救済を求めるかは、開示請求者の自由な選択に委ねられ、審査請求をすることなく訴訟を提起することもできる。

(1) 行政不服審査法に基づく「処分についての審査請求」を実施機関にするもの

(2) 行政事件訴訟法に基づく「抗告訴訟」を裁判所に提起するもの

(3) 国家賠償法による「損害賠償請求訴訟」を裁判所に提起するもの

2 本条は、新たな不服申立て制度を定めるものではなく、行政不服審査法に基づく審査請求の取扱いに関し、審査会へ諮問することを定めるものである。これは、開示等の決定に対する審査の公平性及び客観性を確保するため、審査会への諮問を義務付け、実質的な審査手続を審査会に委ねることにより、市民に信頼される救済制度の確立を図るものである。

3 「開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求」とは、第21条第1項、第29条第1項若しくは第36条第1項又は第20条、第28条若しくは第35条に規定する決定をいう。

4 「審査請求があったとき」とは、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者からの審査請求のほか、開示決定に対する第三者からの審査請求をいう。

なお、第三者から審査請求があった場合における開示決定等の執行停止については、行政不服審査法に基づく手続によるものである（行政不服審査法第25条）。

5 「諮問しなければならない」とは、本条各号に規定する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して、審査請求についての裁決を行うことを実施機関に義務付けたものである。

なお、答申の尊重義務について明文の規定はないが、答申を尊重するのは当然のことであり、明示するまでもないという趣旨である。

6 「審査請求が不適法であり却下する場合」とは、審査請求に形式上の不備がある場合等をいい、次のような例が考えられる。

（1） 審査請求期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月）経過後に審査請求があった場合

（2） 審査請求人の適格性を欠く場合

（3） 実施機関の補正を行わなかった場合

7 審査請求と異議申立て

改正前の行政不服審査法においては、不服申立ての種類として、処分をした行政庁に上級行政庁がある場合に上級行政庁に対して申し立てる「審査請求」と、上級行政庁がない場合に処分をした行政庁に対して申し立てる「異議申立て」があった。行政不服審査法の改正により、「審査請求」と「異議申立て」が「審査請求」に統一されたことで、本条例において、実施機関に対して行うことができる不服申立ては「審査請求」である。

(諮問をした旨の通知)

第40条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示等の決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、審査請求人等の関係者が審査会における審査手続に参加できるよう、諮問をした実施機関は、審査会に諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知しなければならないことを定めたものである。

本条は、審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）が、審査請求人等の関係者に対し、審査会に諮問をした旨を通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「諮問をした旨を通知しなければならない」とは、実施機関に対し、諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを義務付けたものである。（規則第22条及び様式第24号）反対意見書を提出した第三者には、この通知により、参加人になる機会を保障することとなる。
- 2 第1号は、審査請求人及び当該審査請求に利害関係人として参加している参加人に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。
- 3 第2号は、開示決定について第三者が審査請求を提起している場合、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。
- 4 第3号は、開示決定等について反対意見書を提出した第三者が参加人となっていない場合であっても、当該第三者に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。
- 5 「参加人」とは、実施機関の開示等の決定に利害関係を有する者であって、行政不服審査法第13条の規定する参加人と同義であり、審査請求に係る利害関係人として審査庁の許可を得た者をいい、具体的には、開示請求した公文書に記載されている第三者に対して、意見書提出の機会を付与し、反対意見書を提出した第三者が審査請求人となった場合における開示請求者等である。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第41条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、第三者からの審査請求を棄却する場合等において、第23条第3項の規定を準用することを定めたものである。

【解釈】

- 1 「第23条第3項の規定は、・・・ 準用する」とは、本条各号に定める場合は、第三者に行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起の機会を保障する必要があることから、審査請求の裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間をおかなければならないこととしたものである。
- 2 本条各号に該当する第三者に対し、開示する旨の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない（規則第2条第27号、様式第27号様式）。
- 3 本条第2号は、開示決定等が裁決により変更された場合の規定であり、不開示決定が裁決により取り消された結果、原処分をした実施機関が改めて行う開示決定については、第23条第3項が直接適用されることとなる。
- 4 「第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る」とは、速やかな開示の実施を求める審査請求人と第三者との利害を調整したものである。

したがって、当初の開示決定等に際して反対意見書を提出したが、参加人となっていない第三者については、本条の適用はない。

(苦情相談の処理)

第42条 市長は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関における個人情報の取扱いに伴う各種の苦情について、実施機関が適切かつ迅速な処理に努めることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「実施機関は、・・・適切かつ迅速な処理に努めるものとする。」とは、個人情報の取扱いは各実施機関の責任に委ねられており、かつ、苦情の多くは各実施機関における個人情報の日常的な処理・利用との関連において発生するものであることから、各実施機関の責任において適切かつ迅速な処理に努めることが適当であるという趣旨である。
- 2 「個人情報の取扱いに関する苦情」とは、個人情報の保有制限、取得の制限、利用及び提供の制限並びに開示、訂正及び利用停止の請求に係る苦情その他実施機関における個人情報の取扱いに関する一切の苦情をいう。

(実施状況の公表)

第43条 市長は、毎年度1回、この条例の規定による個人情報保護制度の実施状況をとりまとめ、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、個人情報保護制度の健全な発展を推進するため、実施機関における保有個人情報の開示等の施行の状況を公表する市長の責務を定めたものである。

【解釈】

公表の方法は施行規則に委任され、第一には、掲示により行うこととする。このほか、広報ほんじょうへの掲載により行うこと、また、状況の進展を勘案し、市のホームページへの掲載その他の方法により行うこととする。

「この条例の規定による個人情報保護制度の実施状況」とは、開示請求・申出の状況、請求に対する開示等の決定概要、救済申立て状況その他必要な事項とする。

(出資法人等への要請)

第44条 市長は、市が出資その他の財務上の援助を行う法人で規則で定めるものに対し、この条例による市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

【趣旨】

本条は、市が出資している法人等のうち市長が規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨に基づき当該法人等が保有する個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「市が出資その他の財務上の援助を行う法人で規則で定めるもの」とは、次に掲げる法人等をいう（規則第11条）。
 - (1) 社会福祉法人本庄市社会福祉協議会
 - (2) 公益社団法人本庄市シルバー人材センター
- 2 「この条例による市の施策に準じた措置を講ずる」とは、出資法人等の性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう個人情報の保護に関する規定の整備その他必要な措置を講ずることをいう。

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、規則委任を定めたものである。

(個人情報ファイルの提供に対する罰則)

第46条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は第7条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第11号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供することを処罰するものである。

【解釈】

個人の秘密を含む個人情報の保有は、行政機関による適正な行政の遂行、個人に対する行政サービスの提供にとって不可欠なものである。他方、行政機関における個人情報の電子計算処理が急速に進展するなかで、個人情報の漏えい等は、個人の権利利益侵害の危険性を一層増大させるだけでなく、市民の実施機関における個人情報ファイルの取扱いに対する信頼を著しく損なわせ、ひいては適正かつ円滑な行政の遂行に重大な支障を生じさせることとなる。

このため、本条は、個人の秘密に属する事項が記載された個人情報ファイルを提供した者に対して、一般的な守秘義務違反の罪より重い罰則を科するものである。

(保有個人情報の提供等に対する罰則)

第47条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用することを処罰するものである。

【解釈】

実施機関において保有されている個人情報は、行政の遂行に用いるためのものであり、また、適正な管理の下で保有されることとされている。このような保有個人情報を職員等が自己又は第三者の利益のために不正に用いることは、個人情報が転々と流通し、場合によっては悪用され、個人の権利利益侵害の可能性や不安感を増大させ、ひいては行政機関における個人情報の取扱いに対する市民の信頼を著しく損なうことになる。このため、本条は、保有個人情報を自己又は第三者の不正な利益のために用いた職員等を処罰するものである。

(職務外収集に対する罰則)

第48条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰するものである。

【解釈】

行政機関による個人情報の収集は、個人情報が行行政の遂行に利用されることに對する国民からの信頼が必要である。特に、個人の秘密に係る個人情報の収集については、とりわけ市民からの信頼が前提となっている。しかるに、実施機関の職員がその職権を濫用し、職務以外の目的で個人の秘密に属する事項を含む個人情報を収集する行為は、個人の秘密を侵すものであるのみならず、市民の信頼を損ない、ひいては、行政の適正かつ円滑な運営を損なうこととなる。

このため、本条は、このような職権を濫用して個人の秘密を収集する職員を処罰するものである。

(市外犯)

第49条 この条例は、市外において前3条の罪を犯した全ての者にも適用する。

【趣旨】

本条は、第46条から第48条までの罪について、本庄市外で犯した者についても適用することを定めたものである。

(不正な開示)

第50条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

【趣旨】

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すものである。

【解釈】

- 1 「偽りその他不正の手段」とは、保有個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人になりすまして、他人の情報の開示を受けることなどが想定される。
- 2 本条の過料は、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である。保有個人情報の開示にあって、適正な権利行使を担保することが本条の保護法益であり、また、保有個人情報の中には個人の秘密に係らないものもあることから、刑罰ではなく、秩序罰（過料）としたものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、次に掲げる個人情報について適用する。
 - (1) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得したもの
 - (2) 施行日前に作成し、又は取得したもののうち、整備の完了したもの
- 3 この条例の施行の際、現に行われている個人情報を取り扱う事務の届出については、第12条第1項中「保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ」とあるのは、「現に保有しているときは、当該実施機関は、この条例の施行後速やかに」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の保有及び利用並びに実施機関以外のものに対するオンライン結合による保有個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。
- 5 施行日の前日までに、合併前の本庄市個人情報保護条例（平成17年本庄市条例第3号）又は児玉町個人情報保護条例（平成15年児玉町条例第27号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

<第1項>

【趣旨】

本項は、この条例の施行期日について定めたものである。

【解釈】

この条例の施行期日を、合併時の平成18年1月10日としたものである。

<第2項>

【趣旨】

本項は、この条例の適用に係る個人情報について定めたものである。

【解釈】

- 1 この条例の適用は、平成18年1月10日（合併日）以後に作成又は取得した個人情報について適用する。
- 2 平成18年1月10日（合併日）前に作成し、又は取得したものうち、この条例及び規則等により、整備が完了したものは、この条例の適用対象となる。

<第3項>

【趣旨】

本項は、この条例の施行前に収集され、施行の際に保有する個人情報についての取扱いを定めたものである。

【解釈】

- 1 実施機関は、現に多くの個人情報を既に収集し、保有していることから、この条例の施行の際に保有する個人情報について、この条例の収集に関する規定（第5条及び第12条）に基づいて、速やかに手続を行うことを定めたものである。
- 2 手続としては、思想等の個人情報を収集する場合の、審議会への報告と個人情報ファイル簿の作成と市長への届出を実施機関に義務付けたものである。

<第4項>

【趣旨】

本項は、この条例の施行の際現に行っている個人情報の保有及び利用並びに実施機関以外のオンライン結合についての取扱いを定めたものである。

<第5項>

【趣旨】

本項は、この条例の施行日の前日までの、旧条例（本庄市・児玉町）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例によりなされたものとみなすこととしたものである。

附 則（平成２７年９月２５日条例第３０号）抄

この条例は、平成２７年１０月５日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (１) 第１条中第２条第２号、第３号及び第６号並びに第１３条の改正規定 公布の日

【解釈】

本項は、この条例の施行期日について定めたものである。

【解釈】

この条例の施行期日を、平成２７年１０月５日としたものである。ただし、本庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成２７年本庄市条例第３０号）の第１条中第２条第２号、第３号及び第６号並びに第１３条の改正規定の施行期日は、公布の日としたものである。

**附 則（平成２８年３月３０日条例第１１号）抄
（施行期日）**

- １ この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ３ 第２条による改正前の本庄市個人情報保護条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第２条第１号に規定する実施機関（以下この項において「実施機関」という。）の改正前の条例第２０条各項の決定、第２８条各項の決定若しくは第３９条各項の決定（以下この項においてこれらを「決定」という。）又は第１４条第１項の規定による開示の請求、第２５条第１項の規定による訂正の請求若しくは第３２条第１項の規定による利用停止の請求（以下この項においてこれらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって第１条の施行前にされた実施機関の決定又は請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

<第１項>

【趣旨】

本項は、この条例の施行期日について定めたものである。

【解釈】

この条例の施行期日を、平成２８年４月１日としたものである。

<第３項>

【趣旨】

改正前の条例に規定する実施機関の決定又は請求に係る不作為についての不服申立ては、改正前の条例に基づいて対応するものとする。